

平成25年度
包括外部監査の結果報告書

防災・減災等事業に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人

公認会計士 田 中 智 司

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、合規性等についての指摘事項については（結 果）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意 見）として表記している。

目 次

第1 外部監査の概要 · · · · ·	1
1. 外部監査の種類 · · · · ·	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） · · · · ·	1
3. 事件を選定した理由 · · · · ·	1
4. 外部監査の対象部署 · · · · ·	1
5. 外部監査の対象期間 · · · · ·	1
6. 外部監査の実施期間 · · · · ·	2
7. 外部監査の方法 · · · · ·	2
8. 外部監査の補助者 · · · · ·	2
第2 防災・減災等事業に関する概要 · · · · ·	3
1. 防災・減災等事業の考え方について · · · · ·	3
2. 防災・減災対策の推進について · · · · ·	3
3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」について · · · · ·	4
4. 目標設定と「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」について · · · · ·	9
5. 「三重県地域防災計画」等の内容について · · · · ·	11
第3 外部監査の結果－総括的意見－ · · · · ·	18
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について · · · · ·	18
2. 各種防災関連報告書の体系的な整理について · · · · ·	19
3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について · · · · ·	19
4. 災害時における燃料確保の方策について · · · · ·	20
5. 防災対策部における情報の収集・集約について · · · · ·	21
第4 外部監査の結果－部局別の監査結果－ · · · · ·	22
I 防災対策部 · · · · ·	22
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要 · · · · ·	22
2. 地域減災対策推進事業について · · · · ·	23
3. 三重県広域防災拠点施設等基本構想について · · · · ·	26

4. 三重県広域防災拠点施設の管理運営について ······	30
5. 石油コンビナート等防災について ······	38
II 健康福祉部 ······	43
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要 ······	43
2. 医療施設耐震化整備事業について ······	44
3. 災害医療体制強化推進事業について ······	50
4. 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業について ······	54
5. 家庭的養護体制充実支援事業について ······	56
III 農林水産部 ······	61
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要 ······	61
2. 海岸保全施設整備事業について ······	62
3. ふるさと農道緊急整備事業について ······	65
4. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について ······	68
5. 漁港海岸事業について ······	70
6. 県営緊急津波対策海岸保全事業について ······	72
IV 県土整備部 ······	75
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要 ······	75
2. 待ったなし!耐震化プロジェクト（ユニバーサルハウジング推進事業）について ······	76
3. 緊急輸送道路整備事業について ······	79
4. 道路啓開対策事業について ······	85
5. 緊急河川改修事業について ······	87
6. 河川施設緊急地震・津波対策事業について ······	89
7. 海岸保全施設緊急地震・津波対策事業について ······	92
V 教育委員会事務局 ······	96
1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要 ······	96
2. 学校防災機能強化事業について ······	96
3. 学校施設の耐震化推進事業について ······	100
第5 利害関係 ······	104

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災等事業に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

三重県（以下「県」という。）では、過去、伊勢湾台風等の風水害及び大規模な地震災害により、多くの尊い人命、財産が失われてきた。平成24年8月には、中央防災会議の作業部会より南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の可能性が高まっている旨が発表され、また、全国的に台風、異常気象による集中豪雨等に伴う風水害が多く発生し、県内においても被害が発生している。

県はこのような自然災害に備えるため、県民の命を守ることを最優先として緊急かつ重点的に取組むべく「命を守る緊急減災プロジェクト」を立ち上げ、平成24年度においては事業費として130億円の予算を割当てている。

自然災害に関する県民の関心が急速に高まっているなか、防災・減災等事業の事務の執行が関連する法令及び条例・規則等にしたがって執行されているかについて検証し、あわせてこれらの事務の執行の有効性、効率性、経済性について外部監査を実施する意義は大きいと考える。

このような理由により、特定の事件として選定するものである。

4. 外部監査の対象部署

防災・減災等事業の所管部局

5. 外部監査の対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成25年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成 25 年 5 月 31 日 至：平成 26 年 1 月 30 日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

① 防災・減災等事業に関する事務の執行の合規性

- ・防災・減災等事業に関する事務について、県の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
- ・防災・減災等事業に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

② 防災・減災等事業に関する事務の有効性・効率性・経済性

- ・防災・減災等事業に関する事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。

② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。

③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

金 丸 久 高 (公認会計士)
相 宮 秀 紀 (公認会計士)
田 中 教 真 (公認会計士)
鈴 木 淳 一 (公認会計士)
伊 藤 翔 (公認会計士)
宇 野 健 二 (公認会計士)
山 田 麻 登 (弁護士)

第2 防災・減災等事業に関する概要

1. 防災・減災等事業の考え方について

県は、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、平成24年度からのおおむね10年先を見据えた県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」を策定している。

「みえ県民力ビジョン」においては、政策展開の基本方向として、「守る」、「創る」、「拓く」の3つの柱のもとに16の政策として整理している。この中で、「危機管理」を政策の1つに掲げ、県民の命や生活に甚大な影響を及ぼす事象の発生に備える危機管理の観点から、災害は必ず起こることを前提に、地震・津波や風水害などの防災対策に取組むこと、特に、防災対策については、「減災」の考え方を重視し、「自助」「互助」を軸とした県民力による地域防災力の向上と、それを支える施設整備や体制づくりなど、「公助」の取組を進めることとしている。

2. 防災・減災対策の推進について

県は、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するための取組内容をまとめた、平成24年度から4年間の中期の戦略として「みえ県民力ビジョン・行動計画」を策定している。

「みえ県民力ビジョン・行動計画」においては、16の政策をさらに56の施策に区分しており、その1つに「防災・減災対策の推進」を掲げており、(1)現状と課題、(2)変革の観点及び(3)取組方向について、次のとおり述べている。

(1) 現状と課題

- ・ 東日本大震災では、国内観測史上最高のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われた。本県においても、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害が想定されており、地震・津波対策を早急に見直し、県自らの災害対応力を強化していくことが求められている。
- ・ 紀伊半島を中心に記録的大雨をもたらした紀伊半島大水害は、本県に甚大な被害を及ぼした。このような広域に被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐための総合的な対策を充実・強化し、計画的に推進していく必要がある。
- ・ 防災に関する支援・受援に関する広域連携の重要性が高まるとともに、県は広域的、専門的な観点から市町が行う防災・減災対策の取組を支援していくことが求

められている。

- ・ 東日本大震災を契機に防災に関する意識が高まる一方で、実際の具体的な対策をとる行動には結びついていない現状にある。県は、「自助」「共助」の活動を促進し、地域防災力の向上をめざしていく必要がある。

(2) 変革の視点

「災害は必ず起こる」を前提に、自らの身の安全は自ら守る「自助」及び自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民と共有し、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものにしていく必要がある。県は、県民の命を守ることを最優先に広域的な災害に対する対応力の向上を図るとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、総合的な防災・減災対策を推進する。

(3) 取組方向

- ・ 緊急かつ集中的に取組むべき津波避難対策や耐震化対策等を「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、早急に実施する。また、「三重県新地震対策行動計画（仮称）」を新たに策定するとともに、「三重県地域防災計画」の見直しや「三重風水害等対策アクションプログラム」の検証等を行い、自然災害全般に対する総合的な防災・減災対策を計画的に推進する。
- ・ 市町や防災関係機関と連携した災害対策の体制の充実を図り、防災に向けた広域的な連携を促進するとともに、災害時における医療体制の整備や人員・物資などの交通（輸送）の確保、住宅の耐震化促進に向けた取組を進める。
- ・ 地域防災の核となる人材の育成や防災教育を推進するとともに、防災意識の向上を図り、実際の行動に結びつけるための取組を進める。また、企業防災の取組を支援するとともに、これまで以上に男女共同参画の視点を取り入れ、災害に強い地域づくりを進める。
- ・ 消防の広域化、広域運用に資する取組を支援するとともに、産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進する。

3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」について

「みえ県民力ビジョン・行動計画」は、厳しい財政状況のもとで、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取上げ、計画期間中（4年間）に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものとして、「選択・集中プログラム」を設定している。このうち、県

内の状況や社会情勢の変化をふまえ、緊急に対処すべき重要な課題 10 本を「緊急課題解決プロジェクト」として取上げており、その 1 つが「命を守る緊急減災プロジェクト」である。

プロジェクト化に当たっては、「新しい県政ビジョン《中間案》」の検討を進める中で、全序的に検討を重ね、平成 23 年 4 月から 11 月にかけて、「新しい県政ビジョン《中間案》」で示されている「第 1 章 第 2 節 東日本大震災をふまえた現状認識」や「政策 I – 1 防災対策～災害から命と暮らしを守る社会」などを踏まえて、「解決すべき課題」として整理された。また、東日本大震災や紀伊半島大水害の発生をふまえた緊急の防災・減災対策の推進をプロジェクトの目的とし、この目的を実現するための取組方向と具体的な取組内容を、同時並行で検討した結果が、5 つの実践取組となっている。

なお、「新しい県政ビジョン《中間案》」は、平成 23 年 9 月に「みえ県民力ビジョン（仮称）・行動計画（中間案）」に訂正され、「みえ県民力ビジョン・行動計画」として公表されるに至っている。

県は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の（1）解決すべき課題、（2）プロジェクトの目標及び（3）5 つの実践取組について、次のとおり述べている。

（1）解決すべき課題

- ・ 甚大な被害をもたらした東日本大震災や紀伊半島大水害は、自然災害の厳しさと、生きるために備え、逃げることの重要性を改めて知らしめた。これらの災害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かしていく必要がある。
- ・ 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害などの大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取組み、総合的な災害対応力を強化していく必要がある。

（2）プロジェクトの目標

県民の命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」

等の計画に基づく取組を確実に進めていく。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取組むなど、県全体の災害対応力を高めていく。

(3) 5つの実践取組

- ・実践取組 1 「『逃げる』ための課題」を解決するために

市町等の取組と連携し、災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進する。

- ① 緊急避難体制の整備
- ② 地域防災力向上に向けた広報活動の展開

- ・実践取組 2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために

木造住宅や公共施設等の耐震化をより一層推進し、地震による建物の被害の軽減を図る。

- ① 木造住宅耐震化の推進
- ② 公共施設等の耐震化の推進

- ・実践取組 3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために

県の災害対応力を強化するため、東日本大震災で明らかとなった課題や最新の知見等をふまえて、防災・減災に向けた取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた体制の整備を行う。

- ① 新たな防災対策の計画的な推進
- ② 大規模災害に対応する広域的な支援・支援体制の整備
- ③ 災害対応力強化に向けた体制の整備

- ・実践取組 4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために

災害時の適切な避難行動の実現や防災・減災に向けた活動の活性化を図るため、防災教育を推進するとともに、地域における取組の核となる人材を育成し、防災意識の高い地域づくりを支援する。

- ① 学校における防災教育・防災対策の推進
- ② 地域防災力向上のための人材育成

- ・実践取組 5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果

を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取組む。

① 基盤施設等の緊急整備

このような認識の下、平成 24 年度においては 58 の事務事業が「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として取上げられた。各事務事業の平成 24 年度の当初予算額は次のとおりである。

(単位：千円)

実践 取組 番号	担当部局名	構成事業名	施策 番号	当初 予算額
1	防災対策部	地域減災対策推進事業	111	300,000
1	防災対策部	緊急避難体制整備事業	111	8,752
1	防災対策部	地域防災広報事業	111	23,823
2	県土整備部	待ったなし！耐震化プロジェクト (ユニバーサルハウジング推進事業)	111	218,125
2	健康福祉部 医療対策局	医療施設耐震化整備事業	111	803,037
2	健康福祉部 医療対策局	災害医療体制強化推進事業（一部）	111	22,000
2	健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業（高齢者関係施設耐震診断補助事業）	141	5,265
2	健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業（障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業）	142	170,435
2	健康福祉部	社会福祉施設耐震改修補助事業（障がい者施設耐震化等整備事業）	142	364,156
2	健康福祉部 子ども・家庭局	社会福祉施設耐震改修補助事業（家庭的養護体制充実支援事業（児童福祉施設耐震診断費補助））	233	16,000
2	教育委員会	学校施設の耐震化推進事業（特別支援学校施設建築事業の一部）	223	156,702
2	教育委員会	学校施設の耐震化推進事業（校舎その他建築事業の一部）	224	655,724
2	教育委員会	学校施設の耐震化推進事業（学校施設法定点検事業の一部）	224	15,301

実践取組番号	担当部局名	構成事業名	施策番号	当初予算額
2	環境生活部	私立学校校舎等耐震化整備費補助金	221	48,752
3	防災対策部	新地震対策行動計画（仮称）策定事業	111	174,107
3	防災対策部	大規模災害対応広域支援・受援体制緊急整備事業)	111	18,164
3	健康福祉部 医療対策局	災害医療体制強化推進事業（一部）	111	74,488
3	県土整備部	※緊急輸送道路整備事業 7事業	111	3,123,799
3	県土整備部	※道路啓開対策事業	111	380,000
3	警察本部	地域を支える警察活動強化事業	111	2,526
4	防災対策部	防災関連人材緊急育成事業	111	24,867
4	教育委員会	学校防災推進事業	224	14,233
4	教育委員会	学校防災機能強化事業	224	445,049
5	農林水産部	※海岸保全施設整備事業	112	42,660
5	農林水産部	※県営漁港海岸保全事業	112	285,275
5	農林水産部	※県営緊急津波対策海岸保全事業	112	378,000
5	農林水産部	※市町営漁港海岸保全防災・減災対策プログラム事業	112	49,000
5	農林水産部	※市町営漁港海岸保全事業	112	87,862
5	農林水産部	※県営地域水産物供給基盤整備事業	314	157,500
5	農林水産部	※市町営農山漁村地域整備事業（水産基盤整備）	314	87,500
5	県土整備部	※緊急河川改修事業 3事業	112	860,700
5	県土整備部	※河川施設緊急地震・津波対策事業 4事業	112	932,815
5	県土整備部	※海岸保全施設緊急地震・津波対策事業 6事業	112	1,872,050
5	県土整備部	※急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業 3事業	112	238,280
5	県土整備部	※災害時要援護者関連施設対策事業 2事業	112	210,980
5	県土整備部	※水防情報提供事業 3事業	112	183,500
5	農林水産部	※沿岸地域避難路等緊急整備治山事業	112	273,000
5	農林水産部	※ふるさと農道緊急整備事業（緊急避難路）	254	329,260
プロジェクト 計 58事業				13,053,687

※は公共事業である。

4. 目標設定と「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」について

県が実施する各施策には、県民にとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県（行政）が取組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」を設定するとともに、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、施策を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、施策の成果と改善方向を公表することとしている。

また、「選択・集中プログラム」には、各プロジェクト等に、その成果や取組したことの効果をあらわす指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標とするとともに、進行管理を的確に行い、県民に各プロジェクト等の進捗状況を示すことができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定している。そして、「緊急課題解決プロジェクト」は、主担当部局長が進行管理を行い、主担当部局長は、数値目標をはじめプロジェクトの目標の達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行うとともに、評価結果については、知事と主担当部局長による協議の場において検証したうえで、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プロジェクトの成果と改善方向を公表することとしている。

このような「みえ県民力ビジョン」や「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民に成果を届けていくために、県は、平成24年12月に「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を次の方針に基づき構築した。

- ・ 「みえ行政経営体系」を構成するそれぞれの仕組みの連携を高め、本来の目的を果しながら有効に機能するよう体系を再構築する。
- ・ 現行のPDSサイクルをPDCAサイクルと変更するなど、評価・改善を確実に計画につなげていくための見直しを重点的に行う。
- ・ 「みえ行政経営体系」を構成する仕組みだけでなく、幅広く行政運営に関わる仕組みについても検証し、類似機能の統合などの簡素化・効率化を図る。

また、具体的な見直し方策は次のとおりである。

(1) 評価(Check)・改善(Act)を確実に計画(Plan)につなげるマネジメントサイクルの整備

評価等を踏まえて確実に改善につなげる検討の場として、「政策協議」が設定された。「秋の政策協議」は、現年度の上半期の進捗状況を確認するとともに、次年度にむけた取組方向として、次年度の重点化施策の決定、「経営方針」案の策定に

つなげるための協議を行い、「春の政策協議」は、現年度の各部局長のミッションを知事と確認するとともに、前年度の取組の評価を確実に行い、成果と残された課題、現年度の取組方針を確認・決定するための協議を行うこととしている。

また、これまで県内部で行っていた事務事業の見直しの取組について、改善(Act)機能の強化を図るため、目標を達成できていない施策を構成している事業を対象に、外部有識者から目標達成に向けた意見・提案を聴き取り、翌年度以降の事業展開の参考とすることとしている。

(2) 効率的・効果的なマネジメントサイクルの運用に向けた整備

「組織マネジメントシート」と「事業マネジメントシート」から構成し、一体的に運用管理できる仕組みとして「オールインワンシステム」を構築している。このうち、「事業マネジメントシート」は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標や事業目的等を着実に実現・達成していくために進捗管理していくシートであるとともに、次年度の戦略・予算などの検討資料や、成果に対する対外的な説明責任を果す「成果レポート」につながる評価資料とするため、それぞれの主担当が作成することとしている。

なお、公共事業については、従来から、所管部局で中長期的な整備計画を策定し、「公共事業評価制度」による評価を継続して行っている。「公共事業評価制度」とは、事前・事中・事後の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルの構築を図ったものであり、公共事業のより効率的、効果的な実施や透明性の向上を目的とされ、次の3つの評価システムが構築されている。

① 公共事業評価システム

平成14年度から導入し、評価結果及び政策目標等から次年度事業実施箇所の選定を行い、「公共事業実施箇所の公表」とあわせて評価表をホームページ等にて公表している。

② 公共事業再評価システム

平成10年度から導入し、事業採択後一定期間を経過した後も未着工であったり、継続中の事業を対象として、「継続」「中止」の対応方針を決定している。

③ 公共事業事後評価システム

公共事業の評価は、事業の計画時から完了後の一貫した評価が効率性、透明性の向上を図るうえで必要であり、平成15年度に諮問委員会に関する条例や事後評

価要綱等を制定し、平成 24 年度までに 60 事業の事後評価を実施している。

このように、公共工事については、スマートサイクルによる短期的な観点での評価のみならず、PDCA サイクルに基づく中長期的な観点での評価も行っている。

5. 「三重県地域防災計画」等の内容について

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、県防災会議が「三重県地域防災計画」を作成している。「三重県地域防災計画」は風水害対策編(平成 24 年修正)及び震災対策編(平成 24 年修正)で構成されている。

また、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号、以下「石災法」という。)第 31 条の規定に基づき、三重県石油コンビナート等防災本部が「三重県石油コンビナート等防災計画」(平成 24 年修正)を作成している。

(1) 風水害対策編(平成 24 年修正)

① 風水害対策編の構成

第 1 章 総則	県、市町をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要
第 2 章 災害予防計画	平時から災害に備えて行うべき対策
第 3 章 災害応急対策計画	災害発生後あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策
第 4 章 災害復旧計画	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策

② 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、県の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

③ 県の実施責任

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関、及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

④ 県が処理すべき事務文は業務の大綱

1. 県防災会議及び県災対本部に関する事務
2. 防災対策の組織の整備
3. 防災施設の整備
4. 防災行政無線の整備と運用
5. 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
6. 防災のための知識の普及、教育及び訓練
7. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
8. 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
9. 被災者の救助に関する措置
10. ボランティアの受け入れに関する措置
11. 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
12. 被災県営施設の応急対策
13. 災害時の文教対策
14. 災害時の混乱防止、その他公安の維持
15. 災害時の交通及び輸送の確保
16. 自衛隊の災害派遣要請
17. 災害復旧の実施
18. 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
19. その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

(2) 震災対策編（平成 24 年修正）

① 震災対策編の構成

第1章 総則	県、市町をはじめとする防災関係機関の防災体制や想定される地震災害の概要
--------	-------------------------------------

第2章 災害予防計画	平時から地震災害に備えて行うべき対策
第3章 地震防災応急対策	東海地震に係る地震防災対策強化地域について警戒宣言が発令された場合、地震発生までに行う地震防災応急対策
第4章 災害応急対策計画	地震発生後に取り組むべき対策
第5章 災害復旧計画	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策

② 計画の目的

県においては、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法に基づき、県内18市町村が地震防災対策強化地域に指定され、また、平成15年12月には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのあるこれらをはじめとする地震災害に対処するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び県民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、県民自らが人的・経済的被害を軽減させるための備えを実践する、県民運動に発展するよう計画する。

③ 県の実施責任

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

④ 県が処理すべき事務文は業務の大綱

1. 県防災会議及び県災対本部に関する事務
2. 防災対策の組織の整備
3. 防災施設の整備
4. 防災行政無線の整備と運用
5. 防災に必要な資機材の備蓄と整備

6. 防災のための知識の普及、教育及び訓練
7. 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
8. 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
9. 被災者の救助に関する措置
10. ボランティアの受け入れに関する措置
11. 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
12. 被災県営施設の応急対策
13. 災害時の文教対策
14. 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
15. 災害時の交通及び輸送の確保
16. 自衛隊の災害派遣要請
17. 災害復旧の実施
18. 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
19. 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
20. 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施を行う
21. その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(3) 三重県石油コンビナート等防災計画（平成24年修正）

① 計画の目的

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）においては、大量の石油、高圧ガス、石油以外の危険物、指定可燃物（可燃性固体類、可燃性液体類）、毒物及び劇物等が種々の装置、設備、施設等において、貯蔵、取扱い、処理されており、火災、爆発、漏洩もしくは流出その他の事故または東海地震、東南海・南海地震をはじめとする地震、津波その他の異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある。

この計画は、石炭法第31条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

② 県の処理すべき事務または業務の大綱

県は、関係市を包括する広域的地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者等の行うべき災害予防対策について必要な助言、指導を行うとともに、石炭法その他災害の防止に関する所管法令に基づく諸対策を実施するほか、この計画等に基づいて関係市及び他の防災関係機関が処理する防災に関する事務または業務の実施に係る総合的な調整を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

1. 石油コンビナート等防災本部の運営
2. 県庁内防災組織の整備
3. 関係市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整
4. 総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導
5. 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
6. 災害広報
7. 自衛隊への災害派遣要請
8. 被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達
9. 市等の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示、調整
10. 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導
11. 防災活動に必要な資機材の備蓄、管理、調達、あっせん
12. 特定事業所の防災に関する指導
13. 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導または立入検査
14. 毒物・劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導または立入検査（四日市市を除く）
15. 工業用水道施設の管理
16. 県内消防吏員、消防団員及び自衛消防隊員の教育訓練
17. 防災に関する調査研究
18. 災害復旧対策
19. その他必要な応急対策

（4）防災関連報告書等

防災みえ.jp (<http://www.bosaimie.jp/>)において、次のとおり各種防災関連報告書を公表している。

1. 地域防災計画

2. 三重風水害等対策アクションプログラム
3. 三重地震対策アクションプログラム
4. 第2次三重地震対策アクションプログラム
5. 三重県緊急地震対策行動計画（平成23年10月策定）
6. 三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）
7. 津波の浸水予測（平成16年3月版）
8. 津波の浸水予測（平成23年版）
9. 防災に関する県民意識調査
10. 津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書等
11. 三重県避難所運営マニュアル策定指針
12. 2004年9月5日「紀伊半島南東沖の地震」県民避難行動調査結果
13. 三重県地域防災計画被害想定調査結果
14. 県有建築物の耐震化の現状
15. 地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル
16. 県民視点の災害シナリオ
17. 東海地震情報を覚えてください
18. 三重県内活断層図（北勢地域）
19. 三重県内活断層図（中南勢地域）
20. 三重県内活断層図（伊賀地域・東紀州地域）
21. 自主防災リーダーハンドブック
22. みえ自主防だより
23. 防災啓発リーフレット「地震・風水害に備えよう！」
24. 防災啓発リーフレット（外国語版）
25. みえの防災活動事例集
26. 三重県自主防災組織実態調査（平成23年度）
27. 昭和東南海地震の被災体験記録
28. 紀伊半島大水害の記録～平成23年台風第12号による災害の記録～
29. 防災関係協定締結状況一覧表
30. 防災ガイドブック

また、防災対策部のホームページ (<http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/>) においても、次の報告書関連を公表している。

1. 消防防災年報
2. 三重県消防広域化基本計画
3. 都道府県消防施設整備計画実態調査

4. 石油コンビナート等防災計画について
5. 広域防災拠点の整備について
6. 県有建築物の耐震化の現状と耐震化計画
7. 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準
8. 三重県避難所運営マニュアル策定指針
9. 津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書等

さらに、上記の他、県土整備部において、三重県水防計画、三重県耐震改修促進計画を策定している。

第3 外部監査の結果－総括的意見－

ここでは、部局ごとではなく全庁的な問題として取扱うべき意見を記載している。これらは、「命を守る緊急減災プロジェクト」をはじめとする防災・減災対策の推進に関する総括的な事務を行う防災対策部において、県としての取扱いを検討し、それを必要に応じて各部局に対し周知徹底すべきものであると考える。

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について（意見）

「命を守る緊急減災プロジェクト」は、東日本大震災や紀伊半島大水害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かす、及び総合的な災害対応力を強化していくという解決すべき課題に対して、「三重県緊急地震対策行動計画」等の計画に基づく取組を確実に進めていくこと、県全体の災害対応力を高めていくことをプロジェクトの目標とし、当該目標を達成するために設定した5つの実践取組の実現に資する58の事務事業から成り立っている。

「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定に当たっては、平成23年8月から「新しい県政ビジョン《中間案》」の内容を踏まえて、各部局が作成した「緊急課題解決プロジェクト・全体提案シート」を防災対策部で取りまとめ、政策部企画室・総務部予算調整室でのヒアリング、知事・副知事との調整を経て決定している。

「緊急課題解決プロジェクト・全体提案シート」等の資料を閲覧したところ、半数以上が平成23年度以前からの継続事業であったが、5つの実践取組に合致するのであれば、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として位置づけられるとの説明を受けた。

たしかに、従来からの継続事業であっても、緊急解決すべき課題に対応するため、引き続き実施することが望ましい場合もある。しかし、継続事業が5つの実践取組に合致していることを理由に、新たに解決すべき課題が発生しているにもかかわらず、構成事業が見直されないことが懸念される。

この点、平成25年度において、石油コンビナート施設における想定すべき災害の種類や規模を特定するための石油コンビナート等防災アセスメントが、コンビナート防災対策推進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として加えられた。このように、今後も新たに解決すべき課題が発生した際には、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の追加及び見直しについての検討を継続することが必要と考える。

2. 各種防災関連報告書の体系的な整理について（意 見）

「命を守る緊急減災プロジェクト」においては、県全体の災害対応力を高めていくことを掲げており、防災に関する知識を広く県民に知ってもらうことは必要不可欠である。そのため、県は、防災みえ.jp や防災対策部のホームページにおいて、各種の防災に関する報告書を公表している。

しかし、各ホームページにおいては、各種防災関連報告書の表題が並べられているのみであり、県民が必要とする防災に関する情報を得るために、どの報告書を閲覧すれば良いか、分かりにくいと思われる。

たとえば、防災みえ.jp で公表されている「津波の浸水予測」については、平成 16 年 3 月版と平成 23 年版の 2 つが公表されており、また、「三重地震対策アクションプログラム」、「第 2 次三重地震対策アクションプログラム」、「三重県緊急地震対策行動計画（平成 23 年 10 月策定）」、「三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）」と地震対策の指針と思われる報告書が 4 つ公表されている状態である。

したがって、各種防災関連報告書の目的や概要を明示するとともに、たとえば、風水害等対策、地震・津波、石油コンビナート等防災のカテゴリを設けて、当該カテゴリに関連する報告書を区別して公表する等、体系的に整理することにより、県民が必要とする防災に関する情報が確実に得られるようになることが望まれる。

3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について（意 見）

各種防災関連報告書の根幹をなすのは「三重県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）と考えられ、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、県防災会議が作成している。災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律である。

県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」の関連については、明確にされていないため、県防災計画は「命を守る緊急減災プロジェクト」を実施するに当たって、従うべき計画ではないかと質問したところ、国の防災基本計画等をもとに、実施すべき対策の方針を明示したものであり、整備基準や水準を設けるものではないことから、県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」は直接的な関係にあるものではないとの説明を受けた。

しかし、県は、県防災計画を具体的に推進するための行動計画として、「三重県緊急地震対策行動計画」、「三重県新地震・津波対策行動計画（現在策定中、平成26年3月公表予定）」、「三重風水害等対策アクションプログラム」等の各種計画を策定しており、これらの計画に基づく取組を確実に進めていくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」のプロジェクト目標として掲げられている。

県防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて作成された災害対策の基本であり、この基本を具現化していくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」の遂行につながるものと思われる。そのため、県防災計画を推進するための各種計画（三重県新地震・津波対策行動計画等）の実施に当たっては、「命を守る緊急減災プロジェクト」との関連を明確にすることが望ましいと考える。

4. 災害時における燃料確保の方策について（意 見）

災害が発生した場合には様々な業務に必要となる燃料を確保することが課題となる。しかし、災害時は燃料の需給バランスが崩れ、発電用燃料・設備稼動燃料・重機・車両用に必要な燃料確保が非常に困難になり、業務を継続できなくなる可能性がある。また、病院や社会福祉施設など、市民の生命の安全に係る施設では、災害後の電力不足等によって業務継続に必要な非常用電源用の燃料調達に苦慮する懸念もある。

東日本大震災では、広範囲の地域で燃料の主要な供給拠点が被災したことに加えて、輸送手段も被害を受けたことにより、燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した。平成24年3月に資源エネルギー庁が公表した「東日本大震災石油製品流通調査事業」によれば、停電が発生した地域においては、復電までの間、非常用発電用等のガソリンの需要が高まった際に、地域の石油組合等に供給依頼・要請を行ったが、供給に必要な情報が整理されておらず、これらを把握するのに時間を要したりする等の問題が発生したこと、さらに、震災後、「いざという時」のための給油の必要性を認識した多数の一般消費者がガソリンスタンドに殺到し、ガソリンスタンドの休業・閉店が増加することで、混乱が拡大したとされている。当該問題及び混乱への対応策として、自治体や企業の間での災害時の供給先についての情報共有の他、避難所や病院等におけるガソリン等の備蓄に関する検討等を進めていくことが必要であるとしている。

県は、災害時に必要な石油類燃料の調達については、三重県石油商業組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保することとしている。この前提の下で、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として、災害時において使用する非常用発電機等の資機材等の整備が進められている。しかし、東日本大震災のような燃料の継続的な供給が

困難となる事態が発生した場合に、整備した資機材等が災害時に活用できない可能性も否定できない。

そのため、災害が発生した場合に、県として最低限確保しておかなければならぬ石油類燃料がどの程度必要か全序的に情報を把握するとともに、これらの燃料をどのように調達するか、調達が困難と想定されるのであれば、どの程度の備蓄が必要であるかを調査することが必要であると考える。そして、石油類燃料は、危険物として消防法等の規制を受けることを考慮しつつ、災害時における応急対策を確実に実施するためにも、燃料確保の方策の検討が望まれる。

5. 防災対策部における情報の収集・集約について（意見）

防災・減災対策の推進は、県防災計画における風水害対策編、震災対策編及び「三重県石油コンビナート等防災計画」がその基本となる。これらの計画を推進するための基本的事項を実施する所管部局は明確にされている。

一方、県防災計画の方針に関する事項は、防災対策部の所管とされており、防災・減災対策の推進には、防災対策部が中心的な役割を果すことになる。防災対策部は、所管部局と連携して、防災・減災対策を推進しているとのことであるが、全序的に検討を行うような事項については、必要な情報を十分に把握して進めていくことが重要である。

また、全序的な検討に当たって、必要な情報は多岐にわたることが予想されるため、把握すべき情報を特定するとともに、その情報を確実に収集・集約していくことも重要である。そのためには、防災対策部主導で、所管部局から必要な情報が適時かつ十分に入手できる体制の構築及び維持が期待される。

第4 外部監査の結果－部局別の監査結果－

ここでは、部局ごとに監査結果を記載しており、全体的に見ると類似の意見等が含まれている場合もあるが、各部局の理解と認識を深めるために記載している。また、特定の部局にのみ記載されている意見等についても、他の部局で参考になることがあるものと考えている。

I 防災対策部

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要

防災対策部における「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要は次のとおりである。

(1) 地域減災対策推進事業

東海・東南海・南海地震、内陸活断層による地震や、台風等の風水害から県民の命を守るために、市町が実施する避難対策、強震動対策、孤立化防止対策等の減災対策に支援を行う。

(2) 緊急避難体制整備事業

東日本大震災等で明らかとなった避難所における課題（要援護者への対応、男女共同参画の促進等）を解決するため、新たな避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、地域特性をふまえた避難を促進するため、津波到達時間、人口密度、道路状況等を考慮した避難計画モデルを作成する。

(3) 地域防災広報事業

東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした防災意識の高まりを実際の行動へとつなげるため、「備える・逃げる」に重点を置いたメディアによる広報活動を実施するとともに、新たな防災・減災対策の策定に向け、県民との対話を重視した双方向の防災フォーラムを開催する。

(4) 新地震対策行動計画（仮称）策定事業

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえ、新たな防災・減災対策を計画的に推進するため、国の被害想定をふまえた県内の地震被害想定調査を実施するとともに、三重県新地震対策行動計画（仮称）を策定する。

(5) 大規模災害対応広域支援・受援体制緊急整備事業

①大規模災害発生時の広域的な支援・受援体制の整備を行うため、広域防災拠点及び緊急消防援助隊活動支援拠点のあり方を検討する。

②平成24年、東日本大震災を契機として、現在の防災ヘリコプター運航基地の大規模災害等発生時における、基地としての有効性について、既存資料及び最新情報の収集等を行う。

(6) 防災関連人材緊急育成事業

災害に強い地域づくりを進めるため、新たに女性や次世代を担う子供たちを対象とした防災人材の育成に緊急に取組むとともに、地域防災力の核となる自主防災組織リーダーやみえ防災コーディネーターの活動を支援する。

2. 地域減災対策推進事業について

(1) 概 要

地域減災対策推進事業は、市町が実施する次に掲げる事業に要する経費を補助するものであり、防災対策部関係補助金等交付要綱において、地域減災力強化推進補助金として定められている。

①避難対策推進事業

- ・津波避難施設整備
- ・津波避難路整備
- ・津波ハザードマップ等の作成

②強震動対策推進事業

- ・避難所耐震化
- ・避難所窓ガラス飛散防止対策、家具転倒防止対策
- ・耐震シェルターの整備

③孤立化防止対策推進事業

- ・衛星携帯電話整備
- ・防災行政無線戸別受信機整備

④避難所緊急整備推進事業

- ・設置時緊急必要資機材整備
- ・災害時要援護者対策用資機材整備

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
300,000	350,000	282,415	321,300

平成 24 年度決算額の内訳

(単位：千円)

事業の区分	平成 24 年度決算額
①避難対策推進事業	167,002
②強震動対策推進事業	4,123
③孤立化防止対策推進事業	26,120
④避難所緊急整備推進事業	85,170
合計	282,415

なお、補助金の交付を受ける場合の事務については、要綱の他、防災対策部関係補助金等交付要領等に従う必要がある。

(2) 手 続

補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果あるいは意見を述べることとする。

① 実績報告の添付書類の保存漏れについて（結 果）

補助金交付に関する事務の執行が、要綱等に従って執行されているかを確かめるため、平成 24 年度の補助金交付データから、伊勢市、大紀町、鳥羽市及び南伊勢町の 4 市町 24 件を抽出して手続を実施した。その結果、鳥羽市の観光案内サイシン等工事で交付した補助金の実績報告において、完成写真が添付されていなかった。

担当者によれば、鳥羽市からメールで送付された完成写真を確認したとのことであったが、三重県公文書管理規程の別表第 3 の 3(2) 事務事業の計画及び実施に関する文書に該当し、5 年間保存すべきとの定めがあることから、監査時において保存されているべき書類であった。

規程で保存の定めのある書類は、入手、確認が済み次第、速やかに所定の場所に保存すべきである。

② 実地検査の統一ルールの設定について（意 見）

防災対策部では、実績報告等の提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、可能な限り実地検査も実施している。

しかし、実地検査の対象事業については、各地域防災事務所（活性化局）の判断により選定されており、また、検査項目については、一部の事務所で作成した様式を参考として検査を実施しているのが現状のことである。

実地検査は補助事業の履行が適切かを確認する上で最も有効な手段であるが、重要な検査項目が漏れる可能性がある等、有効かつ効率的に実施されるとまでは言い難い。たとえば、検査事業所の選定に当たってはローテーションルールを採用する、あるいは、最低限実施すべき検査項目を統一する等、防災対策部として統一の実地検査のルールを設定し、当該ルールに基づき、各事務所で実施させることが必要と考える。

3. 三重県広域防災拠点施設等基本構想について

(1) 概 要

① 三重県広域防災拠点施設等基本構想の改訂の経緯

県では、平成9年3月に「三重県広域防災拠点基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、広域防災拠点についての基本的な方針や整備のあり方等を定め、以後、この基本構想に基づいて、中勢地域、東紀州地域、伊勢志摩地域、伊賀地域の各地域において広域防災拠点施設の整備を進めてきた。

しかし、基本構想策定以降、社会情勢は大きく変化するとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、新たな課題も浮き彫りになったことから、大規模災害に対する応急対策の体制整備を急ぐ必要が生じた。

県の広域防災拠点については、北勢地域の拠点整備を残すのみとなっているが、北勢拠点の整備に当たっては、社会情勢の変化、東日本大震災の教訓を踏まえる必要があることを前提に、既に整備済の広域防災拠点の検証を行うとともに、北勢拠点のあり方を含めた県全体の広域防災拠点のあり方について見直し、平成25年3月に基本構想の改訂がなされた。

② 広域防災拠点の役割と機能

基本構想では、広域防災拠点の役割と機能について述べられている。このうち機能として、次の8項目が挙げられている。

イ) 教育・訓練・啓発機能

拠点運用に関する訓練の充実が必要である。

ロ) 保管機能

後背地からの支援物資が届くまでの間、救援活動や避難所等への支援のための物資の備蓄が必要である。

ハ) 情報通信機能

災害に強い通信基盤（衛星電話等）の設置とともに、それを運用するための自立電源（太陽光・蓄電池・EV等）の準備が必要である。

二) 応援要員受入及び輸送

広域応援部隊の部隊活動の相互調整や、ボランティアの効果的な被災地への展開を図るために、被災地に関する情報の提供を行う事が必要である。

ホ) 空輸機能

物資等の輸送量を考慮すると陸上輸送が主要な輸送手段であり、空輸機能は物資輸送の主要な手段とはなり難いが、道路啓開が未完了の地域など孤立地区への支援において空輸機能が重要な役割を果たす事を考慮する必要がある。

ヘ) 物資集配機能

被災地への救援物資の集配拠点となる場合には、救援物資を一時的に貯蔵・仕分け・搬送するための活動・一時保管スペースが必要である。

ト) 連絡、調整・決定機能

通信基盤の保持・拡充とともに、行政・消防・警察・自衛隊等の被災地支援活動を行う主要な関係機関が協議するための会議スペースが必要である。

チ) 燃料保管機能

災害支援のための最低限の燃料貯蔵が求められる。

③ 広域防災拠点に求められる役割と機能

基本構想では、 i) 全県的な視点及びii) 地域支援の視点での、広域防災拠点の役割と機能についても述べられている。

i) 全県的な視点

広域防災拠点は現状、中勢、東紀州、伊勢志摩、伊賀の各拠点整備は済み、北勢拠点の整備を残すのみとなっている。

改訂後の基本構想では、北勢拠点と伊賀拠点を「高次支援基地と連携した物資の受け取り、国の広域支援部隊の一次参集拠点。国と県が協力して活動する拠点」、残る3拠点は「市町村を越えた広域行政圏における応急復旧活動を展開する拠点」と位置付けるとともに、北勢拠点は他の4拠点の後方支援も実施することとされている。

ii) 地域支援の視点

広域防災拠点では、被災地に対して救援物資の分配等の支援を行うこととなるが、発災後の経過時間に応じて被災地からの支援等のニーズの変化や、道路等の応急・復旧状況の変化により、広域防災拠点が担う役割も変化する。そのため、フェーズ毎の広域防災拠点の役割を次のとおり位置付けている。

ア) 発災から24時間以内

- ・拠点施設内備蓄物資の分配
- ・応援部隊等の活動拠点としての受入準備

イ) 道路啓開完了まで

- ・空輸を中心として、被災地の救援物資分配による支援
- ・救援・復旧等の前線基地としての活動拠点の形成

ウ) 道路啓開完了後

- ・陸上輸送を中心として被災地の救援物資等分配による支援

※航路啓開の進捗状況に応じて、海上輸送も含めた複数の輸送手段による支援を行う。

(2) 手 続

基本構想に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 北勢拠点の整備について（意 見）

北勢地域における広域防災拠点の最終候補地については、四日市市との協議を経て、平成26年1月に決定、公表されたところである。

しかし、設計から工事完成に至るまで4年程度を要するものと考えられることであり、この間に東日本大震災クラスの大規模災害が発生した場合、改訂後の基本構想どおりの運用ができない可能性があるため、北勢拠点の整備を速やかに実施することが望まれる。

② 津市伊勢湾ヘリポートの液状化及び耐震強化への対応について（意 見）

基本構想において、道路啓開完了までの被災地の救援物資分配による支援は空輸を中心とする旨が述べられており、発災時に防災ヘリコプターが出動できるかが課題と考えられる。

しかし、平成 24 年度に実施された「三重県防災ヘリコプター等の運航基地にかかる現況基礎評価」の報告書によれば、防災ヘリコプター等が離発着する伊勢湾ヘリポートにおいては、少なくとも震度 5 弱の強震動が発生すると、液状化の危険が高いとのことであり、防災ヘリコプターが出動できない可能性も否定できない。

津市伊勢湾ヘリポートは、土地は津市、防災ヘリコプターの格納庫は運航委託先の民間会社が所有しているため、県は、当面は液状化及び格納庫の耐震強化への対応の協議、さらには、移転を含めた将来の対応について検討が望まれる。

③ 大規模災害時における防災ヘリコプターの燃料確保について（意 見）

防災ヘリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾ヘリポートで行っているが、津市伊勢湾ヘリポートが液状化等により使用不可能となった場合、近隣の空港への飛行、あるいは広域防災拠点や災害現場等の防災ヘリコプターの活動拠点へ大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われることである。

しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるとのことであり、一刻を争う人命救助、被害状況調査及び救援物資輸送が一時的に中断されることになるため、たとえば、広域防災拠点においてドラム燃料を保管する等、防災ヘリコプターの燃料補給が速やかに行うことが可能な方法についての検討が望まれる。

4. 三重県広域防災拠点施設の管理運営について

(1) 概 要

① 三重県広域防災拠点施設の管理運営に関する規定

広域防災拠点施設の管理運営については、平常時及び災害時等における迅速かつ的確な応急対策活動を確保することを目的として「管理運営要綱」を定めている。また、平常時において、防災関係機関等が使用することに関し、必要な事項は「平常時利用に係る要領」、災害時において他都道府県や協定を締結している業者等から輸送される救援物資等を市町村からの要請に応じ配布する業務を円滑に行うことの目的として必要な事項は「災害時利用に係る要領」に定められている。

② 平常時の業務

「管理運営要綱」において、平常時の業務は次のとおりとされている。

- i) 施設の状況等の定期的確認
- ii) 備蓄資機材の状況等の定期的確認
- iii) 施設又は備蓄資機材に事故又は異常があった場合の現場確認
- iv) 施設の使用
- v) その他管理運営に必要と認められる業務

③ 災害時の業務

「災害時利用に係る要領」は、広域防災拠点において、情報班、庶務班、輸送班を組織し、その人員を被災地外の県災害対策本部員及び地方部員の中から指名することとしている。

また、救援物資の輸送に関わる事項を中心とした災害情報活動、在庫状況の確認等は情報班、輸送物資の仕分け、荷おろし及び積み込みの作業等は輸送班が行うこととしている。

④ 備蓄資機材

広域防災拠点では、災害が発生した場合の初動期に救急救助活動等で必要な資機材を備蓄している。その数量は、被害想定に基づき、各拠点がカバーするエリアでの長期避難者数、避難所数に応じた必要数で算出されている。

⑤ 中勢拠点

中勢拠点は、三重県消防学校（以下「消防学校」という。）の敷地内に、備蓄倉庫及び臨時離発着場を整備した、平成13年度完成の施設である。

基本構想によれば、鈴鹿市、亀山市、津市の3市をカバーすることとされているが、現在、北勢拠点が未整備のため、桑名市、四日市市、いなべ市、木曽岬町、朝日町、川越町、東員町、菰野町の3市5町もカバーしている。

i) 住所

三重県鈴鹿市石薬師町

ii) 規模

面積：5,658 m²

ヘリポート

駐機場・離着陸場：4,260 m²

利用可能ヘリコプター：中型3機

物資集配所：消防学校敷地を利用

iii) 施設・設備

備蓄倉庫 構造：鉄骨平屋建（面積：1,398 m²）

会議室：消防学校施設を利用

仮眠室：消防学校施設を利用

無線設備：県防災行政無線（消防学校内に設置）

発電設備：自家用発電機（消防学校、備蓄倉庫）

iv) その他

県営鈴鹿スポーツガーデンを補助的施設として位置づけ

中勢拠点は通常無人であるため、正面の門は施錠されていることである。しかし、施設の鍵は災害対策課のみならず、隣接する消防学校においても保管

しており、消防学校での訓練の際には、備蓄倉庫で保管されている資機材も使用している。そのため、消防学校の教職員の目が行き届いている状況にあり、過去において問題の発生はないとのことである。

<中勢拠点全体>



<備蓄倉庫>



<離着陸場>



<備蓄倉庫内で保管されている資機材>



⑥ 伊勢志摩拠点

伊勢志摩拠点は、県営サンアリーナの周辺（まつり博跡地）に、備蓄倉庫及び臨時離発着場を整備した、平成21年度完成の施設である。

基本構想によれば、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町の4市7町をカバーしている。

i) 住所

三重県伊勢市朝熊町

ii) 規模

面積：35,732 m²

ヘリポート

駐機場・離着陸場：19,315 m²
利用可能ヘリコプター：大型1機、中型5機
物資集配所：15,233 m²

iii) 施設・設備

備蓄倉庫 構造：鉄骨平屋建（面積：1,184 m²）
会議室：県営サンアリーナ施設内を利用
仮眠室：県営サンアリーナ施設内を利用
無線設備：県防災行政無線（備蓄倉庫）
発電設備：自家用発電機（サンアリーナ・備蓄倉庫）

iv) その他

本部・宿泊施設は県営サンアリーナ施設内を利用

伊勢志摩拠点は、県営サンアリーナから標高の高い奥まった場所に位置し、周回道路に面した車両乗り入れ口からは、通常立ち入れないようポールが建てられている。また、通常無人であるため、正面の門は施錠されており、これまで備蓄されている資機材が盗難に遭う等、問題の発生はないとのことである。

<伊勢志摩拠点全体>



<備蓄倉庫>



<離着陸場>



<備蓄倉庫内で保管されている資機材>



(2) 手 続

三重県広域防災拠点施設の運営管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。また、広域防災拠点のうち、中勢拠点及び伊勢志摩拠点を視察し、備蓄資機材の保管状況を確認した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果あるいは意見を述べることとする。

① 資機材等備蓄状況のリストと現物の不一致について（結 果）

中勢拠点及び伊勢志摩拠点のそれぞれにおいて、5品目について、資機材等備蓄状況のリストと現物を突合した。

このうち、中勢拠点での結果は次のとおりであり、2品目が不一致であった。

資機材名・規格	リスト	現物	結果
1 フォークリフト 1t バッテリー式	2台	2台	一致
2 ガソリン缶（空）20リットル	50缶	48缶	不一致
3 投光機 500W×2灯	72台	71台	不一致
4 ライフジャケット	50着	50着	一致
5 ポリタンク	280缶	280缶	一致

2品目とも消防学校での訓練に使用しているとの説明を受けたが、広域防災拠点の資機材は、被害想定に基づく必要数を備蓄していることを鑑みれば、その所在は明確にしておく必要があると考える。

したがって、訓練等で使用する場合には、その旨を明示しておくべきである。

② 備蓄資機材の明示について（意 見）

中勢拠点では「中勢拠点 資機材保管リスト」、また伊勢志摩拠点では「資機材在庫表」でレイアウトを明確にしているものの、棚に収納されている資機材の品目が表示されていないものがあった。

災害時においては、被災地外の県災害対策本部員及び地方部員が輸送物資の仕分け等を行うこととされており、平常時は中勢拠点の業務に関わっていない者が当該作業に従事することも想定されるため、このような者でも迅速かつ的確に搬出作業が行えるように、備蓄資機材の品目を記載した棚札を取付けることが望ましい。

③ 発電機の備蓄について（意 見）

広域防災拠点の各施設において、避難所用の備蓄物資として発電機が備蓄されているが、そのほとんどがガソリンを燃料として稼働させるものである。

県は、三重県石油商業組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保することが予定されている。基本構想においても、燃料保管機能については連携施設での機

能を確保しているとされており、現状、各広域防災拠点施設ではガソリンを備蓄していない。

しかし、東日本大震災の発生時のように、燃料供給元である油槽所の被災、輸送のためのタンクローリーの甚大な被害等による燃料供給が滞り、さらに給油設備の損傷や停電等で多くのガソリンスタンドが稼動停止に追い込まれたことにより、民間ガソリンスタンドの流通在庫が枯渇し、ガソリンの供給に支障が生じた場合、各広域防災拠点施設が備蓄しているガソリンを燃料とする発電機を稼働させられない事態が生じる可能性がある。

このような事態を防止するため、各広域防災拠点施設でガソリンを備蓄する、あるいは、東日本大震災においても問題なく使用できたLPGを燃料とする発電機の備蓄を拡充する等の検討が望まれる。

5. 石油コンビナート等防災について

(1) 概 要

県内の特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）及び同政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示（昭和51年通商産業省・自治省告示第1号）により、四日市臨海地区及び尾鷲地区が指定されており、各地区の概要は次のとおりである。

① 四日市臨海地区

四日市臨海地区は、昭和27年から28年頃、石炭化学から石油化学へと移行しはじめた世界の石油化学工業に対応するため、昭和30年、国の方針に基づき旧海軍第2燃料廠跡に関連企業が進出立地、コンビナートを形成したのに引き続き、昭和38年には第2コンビナート、さらに昭和41年には、霞ヶ浦海岸を埋立て出島方式による第3コンビナートが形成された。面積11.01km²で、35の特定事業所で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

② 尾鷲地区

尾鷲地区は、昭和34年に国鉄紀勢本線が開通したのを機に天然の良港をもち、原油輸入の立地条件に恵まれている等の理由から、昭和39年から、従来の漁業

中心の都市に異色的な石油コンビナートが形成され、東紀州地域開発に画期的な役割を果した。面積 0.56 km²で、1つの特定事業所で形成されており、火力発電を主体とした地区である。

特別防災区域には、高圧ガス施設、危険物施設が多数存在しており、「三重県石油コンビナート等防災計画（平成24年修正）」において、高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導または立入検査については県が、危険物施設の保安管理に係る助言及び指導または立入検査については市町の消防本部が処理すべき業務と定めている。

高圧ガス施設については、県が立入検査等を実施する際に、昭和57年から59年にかけて国から発出された通知に基づき、既存施設に係る耐震性の確認を実施している。また、それ以降に設置された施設については、設置許可申請の審査時点での確認を実施している。

一方、危険物施設については、平成6年の消防法改正により既設の1,000キロリットル以上のタンクについては平成25年12月31日までに、また平成11年の消防法改正により500キロリットル以上のタンクについては平成29年3月31日までに地盤の改良等を行うことが定められている。市町の消防本部が立入検査等を実施する際に確認を行っており、県は、その結果に関する情報の提供を受けているとのことである。

各地区の高圧ガス及び危険物（第4類危険物）の貯蔵量は次のとおりである。

	液化ガス		圧縮ガス		第4類危険物	
	基数	貯蔵量 (t)	基数	貯蔵量 (m ³)	施設数	許可数量 合計(k1)
四日市臨海地区	214	572,634.8	9	6,216	1,354	5,236,589.7
尾鷲地区	2	62.6	3	3,538	26	575,395.7
合 計	216	572,697.4	12	9,754	1,380	5,811,985.4

（2）手 続

石油コンビナート等防災に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① コンビナートの防災について（意 見）

国土交通省関東地方整備局が平成21年3月に取りまとめた「臨海部の地震被災影響検討委員会報告書」において、首都圏直下地震を想定した東京湾における石油コンビナート等の火災等の二次災害について次のような懸念を報告している。

「昨今、首都直下地震の切迫性が指摘されており、大規模地震への対応策の強化が望まれている。たとえ巨大地震が発生しても我が国の中核機能を一定程度維持することが必要であり、首都圏の臨海部に集中する生産機能、物流機能の維持・確保が求められている。

東京湾内の京浜工業地帯、京葉工業地帯には石油コンビナートが数多くあるが、東京湾の臨海部に立地する企業が保有する民有港湾施設や海岸保全施設は、昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長期に整備されたものが多く、建設から40年以上経過し、施設の老朽化が進行している。また、多くの護岸は耐震化が行われていないと想定される。

大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産や国民生活に大きな被害を及ぼすだけでなく、わが国経済を支える製造・流通・貿易等各種産業への被害・損害の発生、ひいては日本の国際機能の低下にも繋がりかねない。」

県内でコンビナートが形成されている四日市臨海地区、尾鷲地区とともに、埋立造成、整備から約50年が経過している。そして、護岸の耐震化は、四日市臨海地区については、四日市港管理組合の所管もしくは民間所有となっているが、同組合の点検結果では耐震対策が必要とされた箇所もあることである。また、尾鷲地区については、県土整備部による耐震点検の結果、地盤の液状化の可能性は低いものの、堤体の危険度が高もしくは中程度の箇所があることである。そのため、四日市臨海地区、尾鷲地区の護岸の耐震化は完了しているとは言えないと考えられることから、この報告書にある「首都直下地震」を三重県にも甚大な被害を及ぼすと想定されている東海・東南海・南海地震に、「東京湾」を伊勢湾に、「京浜工業地帯、京葉工業地帯」を四日市臨海部、尾鷲地区に読み替えるような甚大な被害が想定されないか懸念される。

この点について、県は、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定を遵守することを前提に、液状化、側方流動とも発生可能性はあるが、側方流動に伴う高

圧ガス貯槽や危険物タンク等への影響はほとんどないと考えている。平成23年12月に消防庁が公表した「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書」においても、東日本大震災により、危険物施設や石油コンビナート施設においても地震の揺れや津波による被害が発生したが、消防法令に適合した10,000キロリットル以上のタンクについて、津波による移動はなかったとされている。

消防庁は「コンビナート港湾における地震・津波対策検討会議」において、「検討に当たって石油タンクの実態と異なる前提条件を置いていること、詳細な検討条件や計算内容が明らかにされていないものの適切な条件設定や計算を行っているのかという点についても疑問がある」との見解を示しており、県も当該見解を支持している。

しかし、消防庁から通知されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」において地盤の液状化、側方流動等に関する定量的な評価方法等は明示されておらず、護岸の耐震化の必要性についての検討を所管部局や防災機関等へ、より一層促す必要があるのではないかと考える。

また、津波被害については、関係法令上、高圧ガス設備や屋外タンクについては、津波の波力を想定した構造計算を行うことを求めておらず、消防庁や経済産業省の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」においても、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定に基づいた対策を講じているものの、「仮に、コンビナート港湾を襲うと想定される津波浸水深が概ね5~7m以上となった場合、タンクの滑動を防止する有効な方策は現時点では存在しないため、当該地区を含む広域的な津波防災対策の検討の一環として検討すべき課題」とされている。

現在、危険物タンクについては、消防庁は「津波被害シミュレーションツール」を提供しており、危険物タンクに対する浮き上がり、滑動等の津波の影響について計算することが可能となっているが、高圧ガス貯槽については、経済産業省で津波の影響に係る評価方法の検討が行われているところである。

県が公表している平成23年度版の津波浸水予測図によれば、四日市臨海地区では最大浸水深3m程度であり、県は高圧ガス貯槽や危険物タンク等のコンビナート内の施設への影響はほとんどないと想定している。一方、尾鷲地区には最大浸水深4m以上が想定されている地域があり、コンビナート内の施設に対して何らかの影響を与えるものと考えられる。

平成25年11月に「南海トラフ地震対策特別措置法」が成立し、国は対策などの見直しをさらに進めていく方針であることから、今後新たな報告等が示される可能性がある。また、県も平成25年度において、石油コンビナート施設における想定すべき災害の種類や規模を特定するための石油コンビナート等防災アセスメントが、コンビナート防災対策推進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」

の構成事業として加えられている。したがって、今後想定される東海・東南海・南海地震に対し、人命確保や社会的機能の維持が急務となっているところであり、これら震災をはじめとして、低頻度ではあるが大規模な被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるよう、石油コンビナート防災の見直しが急務であると考える。

II 健康福祉部

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要

健康福祉部における「命を守る緊急減災プロジェクト」の平成24年度の構成事業の概要は次のとおりである。

(1) 医療施設耐震化整備事業

国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、大規模地震等の災害時に重要な役割を果す災害拠点病院等の医療施設について耐震化整備事業を実施し、地震発生時等における適切な医療提供体制の整備を図る。

(2) 災害医療体制強化推進事業

災害時に負傷者が必要な医療を適切に受けられる災害医療体制の充実強化を図るため、地域における関係機関の連携強化や災害医療体制を支える人材育成、災害拠点病院の支援等に取組むとともに、医療施設の耐震化を促進する。

(3) 社会福祉施設耐震改修補助事業（高齢者関係施設耐震診断補助事業）

高齢者関係施設の事業者が、利用者の安全安心を確保するために行う施設の耐震診断に要する費用の一部を助成する。

(4) 社会福祉施設耐震改修補助事業（障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業）

障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築、大規模修繕、耐震診断等を促進する。

(5) 社会福祉施設耐震改修補助事業（障がい者施設耐震化等整備事業）

地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するために、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進する。

(6) 社会福祉施設耐震改修補助事業（家庭的養護体制充実支援事業（児童福祉施設耐震診断費補助））

県における社会的養護のあり方や将来像について検討するとともに、児童養護施設等における家庭的ケアの充実や里親委託を促進する。また、要保護児童の家庭復帰や自立を支援するとともに、入所学童への学習支援、退所児童の身元保証・後見人選定などを行う。

2. 医療施設耐震化整備事業について

(1) 概 要

医療施設耐震化整備事業は、国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、県で基金を運用し耐震化整備に係る補助金を交付するものであり、三重県医療施設耐震化整備事業費補助金交付要領（以下「医療施設補助金交付要領」という。）にて補助金の交付の要件等が定められている。

なお、補助金の交付を受ける場合の事務については、これ以外にも医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領、三重県補助金等交付規則、健康福祉部関係補助金等交付要綱等の関連規程に従う必要がある。

平成24年度の事業の概要は次のとおりである。

i. 対象施設

- ・災害拠点病院及び救命救急センターを有する病院
- ・二次救急医療機関

なお、対象施設は全体で35施設あり、このうち平成24年度末時点では24施設の耐震化が完了している。三重県保健医療計画（第5次改訂）において、平成29年度末における対象施設の耐震化率の目標を91.4%としており、当該目標達成に向けて事業を進めている。事業の進捗に大幅な遅れはなく、目標は達成できる見込みである。

ii. 補助金の対象実施期間

平成23年3月31日までに耐震化整備工事に着手した事業について、工事が完了す

るまでの期間。ただし、工事の契約については知事の交付決定があった日以降とする。

iii. 整備区分

- ・新築
- ・増改築
- ・耐震補強

iv. 補助対象基準額（上限）

- ・災害拠点病院等 276千円×8,635m²
- ・二次救急医療機関 165千円×8,635m²

v. 事業負担割合

国1/2 施設の設置者1/2

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
803,037	392,613	385,986	320,573

(2) 手 続

補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助事業の契約方法等のモニタリングについて（結 果）

この補助事業は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果す災害拠点病院等の

医療施設の耐震化整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とするものであり、補助事業者が補助金を受けるには、適時に県に申請や報告を行わなければならない。この申請や報告について、医療施設補助金交付要領にてその時期や様式などの詳細が定められている。

このような申請や報告を求めているのは、事業を効果的・効率的に実施し、上述の目的を達成するためであり、県として適時に申請や報告を受けた上で、完成時には完成検査を実施している。

ここで、医療施設補助金交付要領には補助金の交付の条件として以下の定めがある。

(補助金の交付の条件)

第 13 条 補助金の交付の条件は、規則第 5 条の規定により次のとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。(以下省略)

平成 24 年度に補助金を交付した 4 病院のうち、金額の大きい 3 病院について補助事業を行うための契約方法を確認したところ、次のとおりであった。

(単位：千円)

病院	総補助金額	平成 24 年度補助金額	契約方法
A 病院	403, 580	72, 645	一般競争入札
B 病院	503, 847	18, 004	指名競争入札
C 病院	18, 637	17, 907	指名競争入札

これらについて関連する資料を閲覧したところ、次の問題が認められた。

i. A 病院について

提出された事業計画書には、契約方法について一般競争入札とされており、実際に一般競争入札にて施工業者を選定している。しかし、県の作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に、「指名競争入札（4 社）」と記載されていた。

完成検査を実施し、その結果を適切に記録・保存することは、適切な補助金の支出に関する事務の執行において重要であるため、正確に記録すべきである。

ii. B病院について

B病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。上述のとおり、医療施設補助金交付要領の13条には、補助金を受けるには「一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定められていることから、B病院は県の契約手續の取扱いに準拠する必要がある。地方公共団体の契約の締結について、地方自治法234条では、次のとおり規定されている。

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。(以下省略)

また、地方自治法施行令167条には、指名競争入札について次のとおり規定されている。

第一百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

これらの契約に関する法令の解釈に関して、県では「三重県会計規則」(以下「会計規則」という。)、「三重県会計規則運用方針」(以下「会計規則運用方針」という。)を定めている。

会計規則には、指名競争入札について次のとおり規定されている。

第六十三条 契約締結権者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札参加資格を有する者(以下「競争入札参加資格者」という。)を、原則として五人以上指名しなければならない。

また、関連する会計規則運用方針には、次のとおり規定されている。

第六十三条関係

(解釈)

1 指名競争入札とは、県が資力、信用その他について適切と認める特定の者を選択してそれらの者を入札の方法により競争させ、県に最も有利な条件で申し込みをした者を選定し、その者との間に契約を締結する方法をいい、次の各一に該当する場合にのみ行うことができるとされている（令第百六十七条）。

ア 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

イ その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

ウ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

なお、アの事例を示すならば、工事請負契約を締結する場合において、当該工事の施行が特殊の技術を要するため、契約の相手方がある程度特定される状況がこれに当たる。同様に、イの事例を示すならば、航空機の製造は法律で許可事業とされており、入札者が極めて少数に限定されることになることが客観的に認められる状況がこれに当たる。ウの事例については、諸本では関係事業者が通謀して一般競争入札の公正な執行を妨げることとなるおそれがある場合、及び契約上の義務違反が許されない重要な事業（著しく支障をきたす）であり信用の絶大な事業者によって行う必要がある場合がこれに当たるとある。ただし、このことは、それほど明確な理由も事実もないのにこれを濫用すべきでなく、厳に解釈して行わなければならない。

2 前記1の場合にあっても、本県では、入札参加機会の公平性と契約事務の公正の確保を重視しさらに競争性を発揮させるため、できる限り一般競争入札を行っていくものとする。（以下省略）

上記の会計規則運用方針にあるとおり、県では契約方法はできる限り一般競争入札によることとし、指名競争入札を採用する場合には明確な理由が必要である。また、その理由についても厳に解釈する必要があり、指名競争入札を採用する場合には、指名基準を定めた上で適宜審査を行う等の手続が必要である。

ここで、今回のB病院に対する補助金について、県が作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に「10社による指名競争入札。指名競争入札にした理由は、スケジュール的に厳しいため（過去も一般入札にしたケースなし）」と記載されていた。

しかし、上記の会計規則運用方針に照らすと、単にスケジュール的に厳しい

ことや、過去に一般競争入札にしていないことは、指名競争入札とする明確な理由としては不十分であると考えられる。

スケジュール的に厳しいのであれば余裕をもったスケジュールとすることができるように事前の調整が必要であるし、また、スケジュール的に厳しいため業者を指名して、一般競争入札にかけないということは、特定の業者に施工を依頼することを前提としており入札の公平性を欠くものと考えられる。

B病院の工事に関する資料を閲覧したところ、落札したのは大手の建設会社であり、契約価格も他と比べて著しく高い金額で落札されているといった状況ではなかった。しかし、今後は上記の会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、一般競争入札が採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

iii. C病院について

C病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。ここで、C病院に対する補助金について、県の作成する完成検査資料の記載を確認したところ、「関係市町のA及びBランク事業者の中で指名競争入札を実施」と記載されていた。

また、C病院における請負工事等指名委員会の資料によると、指名競争入札とした理由について、「工事内容から判断するとC病院管内の建築業者でも施工が可能と判断し、厳しい過疎地における建築管内業者の育成という事も含め管内4業者（ランクA3社、B1社）の業者を指名し競争入札とすることを決定する。」と記載されていた。

しかし、管内の業者の育成の重要性は理解できるが、これは一般競争入札とした上で必要な参加資格を設定するなどによっても実現可能であり、上記の会計規則運用方針に照らすと、指名競争入札を採用する明確な理由とはならないと考えられる。

また、会計規則では「指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として五人以上指名しなければならない」とされているが、C病院については4業者しか指名されていない。競争性を確保するためには、入札参加者を必要以上に限定することは避けるべきである。

B病院についての記載と同様となるが、今後は上記の会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、一般競争入札が採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

3. 災害医療体制強化推進事業について

(1) 概 要

災害医療体制強化推進事業の平成 24 年度の事業内容は次のとおりである。

i . 災害医療体制の連携強化事業

県内の各地域で、保健所が中心となって、地域の医療機関、市町、消防、警察、関係団体等と災害時のマニュアルの検討等を通じて、連携協力関係を構築し、大規模災害時に対応できる災害医療体制のネットワークづくりを行う。

ii . 災害医療体制を支える人材育成事業

D M A T 隊員や災害医療を担う医療職を対象に講演会や研修を実施し、知識の修得や技術の向上を図る。

iii. 災害拠点病院支援事業

災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組を支援する。

iv . 災害医療本部等整備事業

災害時に医療関係の情報収集等を行う災害医療本部、地方部の体制を整備する。

v . 医療施設耐震化促進事業

国の交付金の活用による基金事業に合わせて、基金事業の要件に合致しない医療施設の耐震化も促進し、地震等に伴う人的被害を抑制する。

vi . 広域搬送拠点臨時医療施設（以下「S C U」 という。）整備事業

すでに整備している一部の資機材に加え、S C Uで必要とされる搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸器などの高度医療資機材を購入し、災害時に備える。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
96,488	58,014	44,190	109,560

(2) 手 続

補助金や各事業に関連する支出に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。また、ＳＣＵの現場視察を実施し、資機材の保管状況を確認した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果あるいは意見を述べることとする。

① 資機材の管理規定の整備と定期的な実地棚卸の実施について（結 果）

県のＳＣＵとしては、三重大学の運動場と伊勢市の宮川ラブリバー公園が位置づけられており、それぞれに必要な資機材が保管されている。

それぞれに保管してある資機材の総額は次のとおりである。

保管場所	金額（千円）
三重大学敷地内	11,273
伊勢志摩広域防災拠点	21,856

これらの資機材は県の所有物であり、県の管理下にあるものである。しかし、現状、これらの管理方法に関する規程が整備されておらず、定期的な実地棚卸が行われていない。

三重大学に保管されている資機材について実際に現場を視察し、任意のサンプルについてテストカウントした結果、管理表に記載された数量と現物の数量は一致していた。

しかし、これらの資機材については防災訓練等で使用されることもあり、また消毒液や保存水など使用期限がある物品もある。したがって、資機材の管理に関する規程を定め、それに従って定期的に実地棚卸を実施し、あるべき数量が、い

つでも使用可能な状態で適切に保管されていることを確認すべきである。

② 資機材の保管方法について（意 見）

三重大学に保管されている資機材の保管場所については次のとおりである。

No.	保管場所	保管されている主な物品
1	グラウンドの傍の物置	スタンド付ハロゲン投光器、車両搭載用ストレッチャー、ホワイトボードなど。メインの保管場所で、多くの物品が保管されている。
2	病態科学研究棟の傍の倉庫	毛布など。防災訓練等で使用した物品のうち一部が一時的に保管されている。
3	病態科学研究棟の2階の一室	パソコン、デジタルビデオカメラ、トランシーバーなど。電子機器が主に保管されている。
4	エネルギーセンターの3階の一室	カセットボンベ、保存水、災害時用トイレなどが保管されている。

<No. 1 グラウンドの傍の物置>



<No. 1 グラウンドの傍の物置内部>



<No. 3 病態科学研究棟の 2 階の一室>



<No. 4 エネルギーセンターの 3 階の一室>



これらのうち、メインの保管場所であるグラウンドの傍の物置については、保管されている資機材の量に対して物置の大きさが小さく、物置の中は資機材が積みあがっている状況である。実際に現地を視察し、テストカウントを実施しようとしたところ、物置の奥の方の物品については、数人がかりで手前の資機材を一旦外に運び出さないと確認できない状況であった。

災害時の混乱している状況下で、必要な資機材を速やかに利用するためには、十分な広さの保管場所を確保することが望ましい。

③ SCUの設置場所について（意 見）

三重大学は伊勢湾の海沿いにあり、その中でもグラウンドは伊勢湾に面した海拔1~2m程度の場所で、その傍にSCUの資機材保管用のメインの物置が設置されている。

<SCUの設置場所>



これでは、東日本大震災のような大災害が起き、津波がきた場合には、SCUとしての機能が果せなくなる可能性があり、また必要な資機材も流されてしまい使用不能となるおそれがある。

SCUの設置場所については平成19年3月の国の中防災会議幹事会で策定された、「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」にて指定されており、県だけの判断によりSCUの設置場所を変更することはできない。

しかし、東日本大震災のような津波被害が発生してしまった現状としては、津波による被害も想定して、代替地を確保することが必要と考える。

4. 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業について

(1) 概 要

障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業は、災害発生時に自力で避難することが困難な障がい者が利用する障がい者施設の被害を軽減するため、社会福祉法人等の事業者（以下「事業者」という。）が実施する耐震改築、大規模修繕、耐震診断等の取組を促進するもので、障がい者施設耐震化等整備事業の対象とならない施設整備等に対するものである。

三重県障害者施設整備事業費補助金交付要領、三重県障がい者関係施設耐震診断助成事業補助金交付要領にて補助金の交付の要件等が定められている。

なお、補助金の交付を受ける場合の事務については、これらの他、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、地域自主戦略交付金交付要綱、三重県補助金等交付規則、健康福祉部関係補助金等交付要綱等の関連規程に従う必要がある。

i. 対象施設

障害福祉サービス事業所等

ii. 補助額

施設整備：施設整備に要した費用の4分の3または基準額

耐震診断：耐震診断に要した費用または補助基準（2,000円/m²等）の3分の2

iii. 事業負担割合

施設整備：国1/2 県1/4 事業者1/4

耐震診断：国1/3 県1/3 事業者1/3

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成24年度 当初予算額	平成24年度 最終予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 当初予算額
170,435	54,421	2,020	0

(2) 手 続

補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 事業における目標の設定について（意 見）

障がい関係施設については、「入所施設における耐震化率」を数値目標としており、これは平成25年度の障がい者施設耐震化等整備事業により完了する見込みである。

一方、障がい関係施設のうち通所系施設を主に対象とした本事業については、本事業単独での耐震化についての数値目標が設定されていない。これは、通所系

施設は、新規事業所が年々開設され増加しており、本事業以外の要因により耐震化率などの数値が左右される要素が大きいこと、通所系施設は事業者が家主から施設を賃借して運営しているケースがあり、事業者の判断のみで耐震整備や耐震診断を実施できないケースがあること、事業者にも一定の費用負担があることなどに起因している。

本事業における平成24年度中の実績として、耐震診断は1件実施されたものの、耐震化が未実施の通所系施設90棟（平成24年4月1日時点）において耐震化整備の実績はない。

これでは、「命を守る緊急減災プロジェクト」の事業として、障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するという事業の目的を達成するには不十分であると言わざるを得ない。

入所施設に限らず、災害時要援護者である障がい者が利用する施設全体での耐震化を事業化している点は評価でき、本事業の実施や耐震化率といった数値目標の設定が難しい点は理解できる。しかし、事業者への働きかけなど当該事業の目的を達成するための何らかの方策や、本事業の成果や活動を表す目標の設定の検討は必要であると考える。

5. 家庭的養護体制充実支援事業について

(1) 概 要

家庭的養護体制充実支援事業の平成24年度の事業内容のうち、「命を守る緊急減災プロジェクト」の対象となっているものは、児童養護施設等の整備のうち耐震診断に係るものである。

児童養護施設等の整備とは、具体的には、施設入所児童等をできる限り家庭的な環境の中できめ細かくケアするなど、児童養護施設等の整備（改築・拡張・大規模修繕等）に要する経費の一部を補助するものであり、このうち耐震診断に対する補助については、三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領（以下「児童福祉補助金交付要領」という。）にて補助金の交付の要件等が定められている。

なお、補助金の交付を受ける場合の事務については、これ以外にも三重県補助金等交付規則、健康福祉部関係補助金等交付要綱等の関連規程に従う必要がある。

i. 対象施設

児童福祉法第7条に基づく次の施設（以下「児童福祉関係施設」という。）

- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・保育所
- ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設

ii. 補助額

耐震診断に要する費用（以下「補助対象事業費」という。）または補助基準額のうち少ない方に3分の2を乗じた額。

補助基準額は以下のとおり。

- ・面積1,000m²以内の部分は2,000円/m²以内
- ・面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,500円/m²以内
- ・面積2,000m²を超える部分は1,000円/m²以内

iii. 事業負担割合

耐震診断：国1/3 県1/3 事業者1/3

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成24年度 当初予算額	平成24年度 最終予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 当初予算額
16,000	8,000	3,936	8,000

(2) 手 続

補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 耐震診断業務の有効性や経済性の検討について（意 見）

児童福祉補助金交付要領によると、児童福祉関係施設を設置する社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請するにあたり、耐震診断事業調書や面積表、耐震診断に要する予定金額がわかる見積書等を県に提出しなければならないとされている。

ここで、平成 24 年度の決算額の内訳は、次のとおりであった（健康福祉部子育て支援課作成の「平成 24 年度 児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金 交付決定調書」より抜粋して作成）。

No.	市町名	契約者名	補助対象面積 (m ²)	ア 補助対象事業費 (円)	イ 補助基準額 (円)	ウ 選定額 (アとイのうち低い方)	補助金額 (ウ×2/3、千円未満切捨)
1	伊勢市	補助事業者 A	130.61	945,000	261,220	261,220	174,000
2	伊勢市	補助事業者 B	453.62	712,500	907,248	712,500	475,000
3	伊勢市	補助事業者 C	511.81	1,407,000	1,023,624	1,023,624	682,000
4	伊勢市	補助事業者 D	468.30	1,155,000	936,600	936,600	624,000
5	桑名市	補助事業者 E	463.92	1,661,100	927,840	927,840	618,000
6			538.40	1,753,500	1,076,800	1,076,800	717,000
7	紀北町	補助事業者 F	485.03	1,151,430	970,060	970,060	646,000
合計	-	-	-	8,785,530	6,103,392	5,908,644	3,936,000

上表の補助対象事業費とは、補助事業者が実際に耐震診断を実施するにあたり要した費用であり、それに対して国や県が補助金を交付するのであるが、この補助金の交付に一定の上限を設けるのが補助基準額である。

上表において、補助事業者 A、C、D、E、F については、補助基準額の 2/3 が、補助金として交付されている。一方、補助事業者 B については補助対象事業費の 2/3 が補助金として交付されている。

これは、補助事業者 A、C、D、E、F については上限いっぱいまで補助金を支出しているのに対し、補助事業者 B については限度内の補助金の支出に収まっているということを意味している。

補助対象面積あたりの補助対象事業費を比較してみると、たとえば補助事業者 A と B の間では、約 4.6 倍の差がある。つまり、補助事業者 A は B の約 4.6 倍の単価で耐震診断を実施し、その結果、上限いっぱいまで補助金を支出していることになる。

当該事業については、補助金支出に際して有効性や経済性の観点からの検討が

十分になされておらず、いかなる理由でこのような単価の差が生じているのかが明らかでない。

耐震診断を実施するには専門的な知識や技術が必要であり、対象建物の面積だけではなく建物の構造や立地等よっても費用は異なると考えられるため、単純に面積あたりの費用のみで耐震診断の有効性や経済性を判断することはできない。

しかし、今回のように面積あたりの単価に大きな差がある場合などについては、その要因を分析し、単価が高いものについては施工業者の選定や耐震診断業務内容などにおいて経済性が確保されているか、逆に単価が低いものについては必要な業務が適切に実施され有効性が確保されているかといった点について、検討することが望ましい。

② 耐震診断結果報告の記載事項の検討について（意 見）

児童福祉補助金交付要領によると、補助事業者は、耐震診断事業が完了した日から一定期間内に、耐震診断結果報告書等の関係書類を県に提出し、完了実績報告を行わなければならないとされている。

健康福祉部子育て支援課では補助事業者より提出された耐震診断結果報告書を取りまとめ、「民間建築物耐震診断補助事業 事業業務台帳」を作成し、県土整備部住宅課へ報告している。県土整備部住宅課においては、どの施設において耐震診断が実施されたのかを確認するのに当該資料を利用しているとのことである。

次の表は、平成 24 年度分の「民間建築物耐震診断補助事業 事業業務台帳」からの抜粋である。

No.	市町名	契約者名	補助金額（円）	評点
1	伊勢市	補助事業者 A	174,000	0.65
2	伊勢市	補助事業者 B	475,000	0.16
3	伊勢市	補助事業者 C	682,000	0.21
4	伊勢市	補助事業者 D	624,000	1.33
5	桑名市	補助事業者 E	618,000	0.44
6			717,000	0.39
7	紀北町	補助事業者 F	646,000	0.08
合計	-	-	3,936,000	-

上表のとおり、「民間建築物耐震診断補助事業 事業業務台帳」には評点欄が設けられており、ここには耐震診断結果報告書に記載された評点のうち最も低い数値を記載しているとのことであった。

ここで、耐震診断における指標には、一般的に I s 値と I w 値の 2 種類があり、I s 値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に、I w 値は木造の建築物等に対して用いられる指標である。

国土交通省告示第 184 号によれば、これらの指標について次のように示されている。

<鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物>

構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I s 値が 0.3 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I s 値が 0.3 以上 0.6 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I s 値が 0.6 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
※上記の他、保有水平耐力に係る指標もあわせて判定することが国土交通省告示には示されているが、保有水平耐力についてはここでは記載していない。	

<木造の建築物等>

構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I w 値が 0.7 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
I w 値が 0.7 以上 1.0 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
I w 値が 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

上表のとおり、I s 値と I w 値では数値の意味は異なり、たとえば評点が 0.6 であった場合、その評点が I s 値のことであれば、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」と判定されるのに対し、その評点が I w 値のことであれば、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判定されることになり、まったく異なる判定結果となる。

しかし、上述の「民間建物耐震診断補助事業 事業業務台帳」には、この評点の種類については何ら記載されておらず、単に評点として数値が記載されているのみであり、耐震性の有無について誤解を招く記述となっている。

健康福祉部子育て支援課では、耐震診断結果報告書の内容を確認するにあたっては、評点の数値のみでなくその種別についても確認していることであるが、そうであれば「民間建物耐震診断補助事業 事業業務台帳」にも評点の種別の欄を設け、記載すべきであると考えられる。

III 農林水産部

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要

農林水産部における「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設整備事業、県営漁港海岸保全事業、市町営漁港海岸保全防災・減災対策プログラム事業、市町営漁港海岸保全事業

海岸堤防の大半は、築後約50年が経過しており、部材の経年変化による施設の機能低下が進行している。大規模地震発生による破損や津波による破堤被害の拡大が懸念されることから、海岸保全施設の機能強化(耐震対策)や堤防補強対策を実施し、背後住民の安心安全を確保する。

(2) ふるさと農道緊急整備事業（緊急避難路）

農村地域において緊急に対応しなければならない課題に応え、農村地域の振興と生活環境の改善に資するとともに、特に災害時の緊急避難路としての役割を担う農道の整備を行う。

(3) 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業

南海トラフを震源とする巨大地震による津波の被害が想定される避難路等について、緊急総点検の結果及び国が公表した最大津波高さ等を受け、市町との協議により必要な改修等を実施する。

(4) 県営緊急津波対策海岸保全事業

大規模地震発生時の津波による浸水時間を遅らせ、地域住民の避難時間を確保できるよう、防潮扉・水門の動力化等を実施し、被害の軽減に努めるとともに、背後住民の安心・安全を確保する。

(5) 県営地域水産物供給基盤整備事業、市町営農山漁村地域整備事業（水産基盤整備）

漁港、漁村地域は、大規模地震発生時の津波、大型台風の高潮による被害が危惧されている。このため、防波堤の整備を実施し、津波進行の減勢及び高潮対策により、漁港、背後地域の被害軽減を図る。

2. 海岸保全施設整備事業について

(1) 概 要

県内の農地海岸堤防の大半は、伊勢湾台風後に築造され、築後約 50 年が経過している。部材の経年変化、波力等による損傷や機能低下が進行しているため、海岸保全施設の補強対策により、人命や資産の防護を図る必要がある。

また、大規模地震の発生に備えて、堤防機能の確保を図るため、その脆弱箇所の補強対策に取組むとともに、優先度の高い箇所から効率的な整備を行うことにより施設の安全性を向上させることを目的としている。

命を守る緊急減災プロジェクトでは、平成 24 年度から平成 27 年度までにおいて、南伊勢地区、大潟地区、中津浜地区について老朽化が著しい海岸保全施設の整備や改良に取組む計画である。

<保全施設等の整備延長計画>

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)	平成27年度 (計画)	合計
南伊勢	10m	—	—	—	10m
大潟	30m	—	—	—	30m
大潟その2	—	1式	50m	50m	100m
中津浜	—	1式	40m	30m	70m

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
42,660	60,660	42,660	38,850

当該事業は、命を守る緊急減災プロジェクトの実践取組5「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するためのものである。具体的には、激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設を整備することや、それによる住民の避難時間を確保することを目的としている。

現在、県には農地海岸堤防が100地区・1,051箇所ある。そのため、100地区・1,051箇所の中から特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設をどのように選定し、より有効的かつ効率的に効果をあげるような計画を策定することが重要となる。

県の農地海岸堤防100地区・1,051箇所については下記の次のとおりである。

海岸名	地区名	所在市町	農地海岸 箇所数
楠海岸	楠	四日市市	1
伊勢海岸	松村	伊勢市	1
二見海岸	二見	伊勢市	1
南勢海岸	田曾浦	南伊勢町	3
南勢海岸	宿浦	南伊勢町	22
南勢海岸	木谷	南伊勢町	43
南勢海岸	下津浦	南伊勢町	8
南勢海岸	神津佐	南伊勢町	4
南勢海岸	泉	南伊勢町	11
南勢海岸	飯満	南伊勢町	20
南勢海岸	船越	南伊勢町	24
南勢海岸	五ヶ所浦	南伊勢町	9
南勢海岸	中津浜浦	南伊勢町	15
南勢海岸	内瀬	南伊勢町	6
南勢海岸	迫間浦	南伊勢町	43
南勢海岸	相賀浦	南伊勢町	18
南勢海岸	礫浦	南伊勢町	4
南島海岸	道行竈	南伊勢町	12
南島海岸	阿曾浦	南伊勢町	10
南島海岸	大方竈	南伊勢町	3
南島海岸	大江	南伊勢町	1
南島海岸	道方	南伊勢町	2
南島海岸	榎柄浦	南伊勢町	1
南島海岸	贊浦	南伊勢町	8
南島海岸	奈屋浦	南伊勢町	8
南島海岸	東宮	南伊勢町	2
南島海岸	河内	南伊勢町	5
南島海岸	神前浦	南伊勢町	2
南島海岸	方座浦	南伊勢町	2
南島海岸	古和浦	南伊勢町	1
鳥羽海岸	小浜	鳥羽市	5
鳥羽海岸	安楽島	鳥羽市	19
鳥羽海岸	今浦	鳥羽市	14
鳥羽海岸	大潟	鳥羽市	24
鳥羽海岸	大吉	鳥羽市	11
鳥羽海岸	石鏡	鳥羽市	4
鳥羽海岸	国崎	鳥羽市	4
鳥羽海岸	大篠瀬	鳥羽市	3
鳥羽海岸	相差	鳥羽市	34

海岸名	地区名	所在市町	農地海岸 箇所数
大王海岸	半女	志摩市	57
大王海岸	次郎六郎	志摩市	5
大王海岸	蛇谷	志摩市	7
大王海岸	登茂山	志摩市	17
志摩海岸	越賀	志摩市	33
志摩海岸	御座	志摩市	10
志摩海岸	片田	志摩市	25
志摩海岸	間崎	志摩市	21
浜島海岸	菅田	志摩市	27
浜島海岸	迫子	志摩市	57
浜島海岸	大崎	志摩市	23
浜島海岸	目戸	志摩市	1
尾鷲海岸	川向小口	尾鷲市	1
尾鷲海岸	大木名	尾鷲市	1
尾鷲海岸	戸丸エビレ	尾鷲市	1
尾鷲海岸	九鬼	尾鷲市	1
長島海岸	野々瀬	紀北町	1
長島海岸	丸山	紀北町	1
長島海岸	加田横城	紀北町	1
長島海岸	横城大向	紀北町	1
長島海岸	大向	紀北町	1
長島海岸	諏訪	紀北町	1
長島海岸	黒浜	紀北町	1
長島海岸	名古	紀北町	1
長島海岸	比幾	紀北町	1
長島海岸	新田元谷	紀北町	1
長島海岸	豊浦（田尻）	紀北町	1
長島海岸	豊浦	紀北町	1
長島海岸	ひじもと	紀北町	1
海山海岸	平高	紀北町	1
海山海岸	大須崎	紀北町	1
海山海岸	須崎	紀北町	1
海山海岸	和具（島勝）	紀北町	1
海山海岸	天満	紀北町	1
海山海岸	原崎	紀北町	1
海山海岸	古里	紀北町	1
海山海岸	竹田	紀北町	1
海山海岸	寺倉	紀北町	1
海山海岸	小山浦	紀北町	1

海岸名	地区名	所在市町	農地海岸箇所数
鳥羽海岸	答志	鳥羽市	65
鳥羽海岸	菅島	鳥羽市	30
磯部海岸	的矢	志摩市	28
磯部海岸	三ヶ所	志摩市	42
鳥羽海岸	答志	鳥羽市	65
鳥羽海岸	菅島	鳥羽市	30
磯部海岸	的矢	志摩市	28
磯部海岸	三ヶ所	志摩市	42
磯部海岸	穴川	志摩市	23
磯部海岸	渡鹿野	志摩市	18
阿児海岸	安乗	志摩市	3
阿児海岸	田尻	志摩市	3
阿児海岸	立神	志摩市	50
阿児海岸	神明	志摩市	18
阿児海岸	賢島	志摩市	7
阿児海岸	鵜方	志摩市	12
阿児海岸	国府	志摩市	22
熊野海岸	須野	紀北町	1
熊野海岸	二木島	紀北町	1
熊野海岸	遊木	紀北町	1
熊野海岸	波田須	紀北町	1
熊野海岸	須野	紀北町	1
熊野海岸	二木島	紀北町	1
熊野海岸	遊木	紀北町	1
熊野海岸	波田須	紀北町	1
熊野海岸	矢賀	紀北町	1
熊野海岸	磯崎-1	紀北町	1
熊野海岸	井内浦	紀北町	4
熊野海岸	磯崎-6	紀北町	1
熊野海岸	磯崎-7	紀北町	1
合計	100地区		1,051箇所

(2) 手 続

整備計画を策定するにあたり、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の選定方法をどのように行っているかについて、関連書類を一式入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、有効性、効率性について検証した。

また、当該事業に係る委託契約、工事請負契約に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

さらに、対象としている海岸保全施設が当該事業の目的に適合していることを確かめるために、現地視察を行った。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 整備計画について（意 見）

県には農地海岸堤防が 100 地区・1,051 箇所あるものの、その背後について全て農地として使用し、また人家が存在するわけではない。そのため、県は、「命を守る緊急減災プロジェクト」として、背後に農地や人家がある箇所のうち、平成 18 年度から平成 20 年度に行われた調査結果、日常的な維持管理及び台帳をもとにして緊急性を考慮し、市町との協議を踏まえ、継続事業 2 地区と新たに要望の

あつた 1 地区の合計 3 地区の堤防の補強工事を実施している。

また、県では東日本大震災をうけ、迫り来る大規模地震や津波、激化する異常気象の発生に備えた防災対策の充実・強化を図るため、平成 23 年度から新たに現状調査を 1 次点検と 2 次点検に分けて実施している。1 次点検とは、目視による変状の有無の確認調査であり、護岸・堤防等の移動、沈下・陥没、ひび割れ、剥離・剥落・欠損等を確認している。また、2 次点検とは、計測機器等を用いた変状箇所の現地詳細調査であり、1 次点検で変状が確認された箇所について、変状の進行有無、影響範囲等について把握している。

平成 23 年度において、1 次点検は完了しているが、2 次点検は現在進行中であり、調査結果によっては、より整備が優先されるべき地区がでてくることも想定される。

今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるように、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。

3. ふるさと農道緊急整備事業について

(1) 概 要

ふるさと農道緊急整備事業は、平成 20 年度からの 5 カ年を事業計画期間として実施しており、農村地域において早急に対応する必要がある農道の整備を行い、農村地域の振興と定住環境の改善に資することを目的としている。このうち、特に災害時の避難路としての役割を担う路線については、命を守る緊急減災プロジェクトの実践取組 5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」の 1 事業と位置づけられている。

具体的には、津波被害や水害等が想定される地域において、災害時における避難路となる安全な道路を確保するため、農村地域の生活に密着した農道を、緊急的に整備することを目的とし、鳥羽市岩倉松尾地区、度会町度会北部、度会北部 2 期地区、伊勢市松下地区の 4 地区において、農道の緊急整備を実施している。当該事業については平成 25 年度で完了する。

ふるさと農道緊急整備事業 年度事業費(事務費を含む)

(単位：千円)

地区名	年度事業費					合計
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
岩倉松尾	40,400	82,820	126,250	33,330	(19,270) 29,290	312,090
度会北部	72,720	51,510	131,300	191,900	(90,670) 205,030	652,460
度会北部2期	147,460	30,300	161,600	164,529	(24,240) 95,950	599,839
松下	90,900	174,730	151,500	222,200	(10,100) 40,400	679,730
合計	351,480	339,360	570,650	611,959	(144,280) 370,670	2,244,119

※平成24年度欄上段の（ ）書きは平成25年度への繰越で内数です。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成24年度 当初予算額	平成24年度 最終予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 当初予算額
329,260	370,670	226,390	—

(2) 手 続

当該事業に係る委託契約や工事請負契約に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 工事打合簿について（結 果）

工事打合簿とは、「三重県公共工事共通仕様書」に定められている書類であり、受注者と県の監督員との間での協議内容等を記載するものである。

工事打合簿については、「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」の行為が発生した場合に両者の意思に相違がないことを確認するために作成している書類であり、「三重県公共工事共通仕様書」では、「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」を次のように定めている。

- ・「指示」：契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- ・「協議」：契約図書により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・「通知」：発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- ・「承諾」：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- ・「提出」：監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差出すことをいう。
- ・「報告」：受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

度会北部地区県営ふるさと農道第17工区道路工事について、工事打合簿の作成状況を確認したところ、変更契約を取交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものがあり、変更契約に係る内容がどの時点で現場代理人と監督員で確認されたのかが不明なものが見受けられた。

契約変更に係る内容については重要であり、工事打合簿を作成して、契約変更の締結に至る経緯をより明確にしておく必要がある。

＜度会北部地区県営ふるさと農道第17工区道路工事の契約内容＞

契約日（当初）	契約期間（当初）	契約金額（当初）
平成24年9月3日	着手：平成24年9月 3日 完成：平成25年2月22日	69,731千円
契約日（変更）※	契約期間（変更）※	契約金額（変更）※
平成25年3月15日	着手：平成24年9月 3日 完成：平成25年3月22日	78,709千円

※最終変更契約

4. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について

(1) 概 要

南海・東南海地震により津波の被害が想定される地域において、平成16年度から平成18年度に沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業で施工した避難路等の施設の現況や後背山林の崩落・落石状況の確認結果、及び、関係する市町との協議などを踏まえ、津波発生時における避難路等の安全な通行を確保するための対策工事を実施することにより、住民の生命及び財産を高潮、波浪等の災害から守ることを目的としている。

平成24年度から平成25年度の2年間にかけて、既設避難路、治山施設などの改修、山地災害危険地区において、既設避難路の斜面対策等を実施する。対象としている地区と目標値は次のとおりである。

	平成24年度	平成25年度
大紀町	7箇所	3箇所
南伊勢町	7箇所	一
紀北町	4箇所	3箇所
紀宝町	4箇所	一
志摩市	一	1箇所
合計	22箇所	7箇所

※平成24年度と平成25年度で1箇所重複しているため、全体では28箇所になる。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成24年度 当初予算額	平成24年度 最終予算額	平成24年度 決算額	平成25年度 当初予算額
273,000	273,000	41,270	50,000

(2) 手 続

当該事業に係る工事請負契約に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

また、対象としている避難路等が当該事業の目的に適合していることを確かめるために、現地視察を行った。

<現地視察を行った地区の工事契約の内容>

場所	工期	契約金額
度会郡 大紀町錦字 花園地内	着手：平成24年11月26日 完成：平成25年 9月20日	27,825千円
度会郡 大紀町錦字 寺山地内	着手：平成24年8月10日 完成：平成25年1月15日	11,207千円
度会郡 大紀町錦字 清浦園地内	着手：平成25年1月25日 完成：平成25年3月22日	2,048千円
度会郡 大紀町錦字 福羅地内	着手：平成25年1月28日 完成：平成25年5月 7日	15,190千円

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 度会郡 大紀町錦字 福羅地内について（意 見）

当該地内の工事は3箇所に分かれている。そのうち1箇所について、避難路として使用しているが、斜面対策が施されていない箇所があった。緊急プロジェクトの趣旨を鑑み、地震により斜面の土砂崩れが発生し避難路の入口がふさがれてしまうことが想定されることから、今後も市町と連携、協議しながら、土地の所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面対策を進めていくことが望まれる。

<斜面対策が施されていない状況>



5. 漁港海岸事業について

(1) 概 要

水産基盤整備課では、「命を守る緊急減災プロジェクト」において、県営漁港海岸保全事業、県営緊急津波対策海岸保全事業、市町営漁港海岸保全防災・減災対策プログラム事業、市町営漁港海岸保全事業、県営地域水産物供給基盤整備事業、市町営農山漁村地域整備事業を実施している。

<海岸保全施設の整備延長計画>

地区	事業	内 容	平成24年度 (実績)	平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)	平成27年度 (計画)
大淀	県営漁港海岸保全事業	堤防改修	23 m	370 m	370 m	1 式
		護岸改修	0 m			
阿曾浦	県営漁港海岸保全事業	堤防改修	1 式			
阿曾浦	県営緊急津波対策海岸保全事業	陸閘			1 基	5 基
宿田曾	県営緊急津波対策海岸保全事業	陸閘・水門		1 基		
磯津	市町営漁港海岸保全事業	離岸堤	1 式			
獅師	市町営漁港海岸保全事業	堤防改修	112 m	60 m	10 m	
豊北	市町営漁港海岸保全事業	堤防改修	1 式			
安楽島	市町営漁港海岸保全事業	護岸改修	128 m			
		水門	1 基			
三浦	市町営漁港海岸保全事業	堤防改修	1 式	91 m	50 m	64 m
		陸閘・水門	1 式		1 基	2 基
矢口	市町営漁港海岸保全事業	堤防改修	1 式	200 m	300 m	206 m
		陸閘・水門		1 基	2 基	5 基
神島	県営地域水産物供給基盤整備事業	防波堤整備	1 式	300 m	100 m	76 m
錦	県営地域水産物供給基盤整備事業	防波堤整備	1 式	80 m	80 m	74 m
		耐震岸壁				240 m
三木浦	県営地域水産物供給基盤整備事業	耐震岸壁	1 式	30 m	30 m	43 m
香良洲	市町営農山漁村地域整備事業	防波堤整備	1 式	40 m	40 m	40 m
遊木	市町営農山漁村地域整備事業	防波堤整備	1 式	10 m	10 m	20 m

当該事業は、命を守る緊急減災プロジェクトの実践取組5「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するためのものである。そのために、激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる堤防、水門、陸閘等の施設を整備することや、それにより住民の避難時間を確保することを目的としている。

現在、三重県には漁港区域内にある海岸として漁港海岸が69地区存在し、その大半は伊勢湾台風後に築造され、築造後約50年が経過しており、部材の経年変化や波力等による損傷及び機能低下が進行している。

県としては、老朽化が著しく、耐震性を有していない海岸において、前年度からの継続事業実施地区を最優先し、市町からの要望及び現地調査等をもとに早急に実施すべき漁港海岸を選定している。

また、漁港の整備には、魚礁など水産物の生産性を向上させる整備や浮き桟橋など漁業就労環境を向上させる整備など様々あり、その中で命を守る緊急減災プロジェクトでは、減災効果の高い防波堤等の改修や緊急物資輸送拠点となる耐震岸壁の整備を対象としている。

(2) 手 続

整備計画を策定するにあたり、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の選定方法をどのように行っているかについて、関連書類を一式入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、有効性、効率性について検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 整備計画について（意 見）

県が管理している11地区の漁港海岸については、維持管理マニュアルに従い、点検を行っており、そのうち、老朽化等の状況が確認された海岸保全施設において、緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われている。

市町が管理している58地区の漁港海岸については、それぞれの市町において、海岸保全施設の状況が確認され、地元の実情等も含め、緊急性の高いものから、事業実施地区の選定が行われているとのことである。県としては、市町の方針をもとに、市町の要望を踏まえて、補助を行う地区の選定を行っている状況であり、

県として市町管理の漁港海岸について、老朽化等の状況をすべて把握しているわけではない。

現在、東日本大震災を受け、国は、防災対策の充実・強化を図るため、南海トラフ巨大地震対策等の検討を行っている。また、県でも、新たな地震被害想定調査を実施するなど、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るため、調査検討を進めている。

今後、国の検討結果や県の地震被害想定調査結果に基づいて、県内の漁港海岸についても整備の方針が再検討されることが見込まれる。

そのため、新たな防災減災対策に基づき、各管理者が堤防の状況を把握し、その結果について県と市町が情報共有や協力するなど、早期に効果が発現できる施設を優先的に選定できるような体制を強化することが望まれる。

6. 県営緊急津波対策海岸保全事業について

(1) 概 要

宿田曾及び阿曽浦漁港海岸は熊野灘に面し、リアス式海岸の南側に位置しているため、津波発生時には多大の被害が予想される。

宿田曾漁港海岸では、現状の宿浦川河口部が開口状態にあり、津波発生時には背後集落における浸水被害が危惧される。

また、阿曽浦漁港海岸では、現状の角落し及び大型陸閘については、地域での操作者の高齢化等により、操作性の向上が問題となっている。

このため、近時に想定される地震による津波等から地域住民の生命・財産の保全に資するため、開口部への水門の新設、陸閘の電動化等の整備を進めている。

宿田曾漁港海岸の水門 1 箇所、阿曽浦漁港海岸の陸閘 6 箇所を対象としている。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
378,000	315,200	34,796	42,000

(2) 手 続

当該事業に係る委託契約、工事請負契約に関連する書類一式を入手し、必要と考

えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 指名競争入札について（意 見）

阿曾浦漁港県営緊急津波対策海岸保全事業陸閘実施設計業務委託については、指名競争入札により、次の内容で契約を締結している。

契約日(当初)	履行期間	業務委託料
平成24年3月26日	着手：平成24年3月26日 完成：平成24年7月20日	1,852千円

県では、地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条第1項に基づき、指名競争入札にて、委託業務の入札を行っている。また、指名競争入札を実施する場合、指名について必要な事項を規定するものとして、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」を定めている。

「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造（以下「建設工事等」という。）の適正な施工の確保と公正な発注を図るため、三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加する者の指名について必要な事項を定めるものとする。

指名競争入札において、どの業者を指名するかについては、競争入札審査会によって決定される。競争入札審査会では、指名業者の選定根拠として「三重県建設工事公表要領」に規定している「指名理由調書（審査会での審査内容を記載したもの）」に準じて委託業務についても指名理由調書を作成している。

当該委託契約に係る指名競争入札は、競争入札審査会で決定していることを確認した。

しかし、当該要綱第3条第1項（3）で考慮すべきとされている業者の手持ち工事

の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。

今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。

「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」（一部抜粋）

(指名業者の決定)

第2条 業者の指名は、別に定める競争入札審査会において決定するものとする。

(指名基準)

第3条 競争入札審査会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。

- (1) 契約しようとする建設工事等の技術的適性及び工事経歴
- (2) 契約しようとする建設工事等の実施場所及び地理的条件
- (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数
- (4) 建設工事等の施工に際しての業者の不正、不誠実な行為の有無
- (5) その他安全管理、労働福祉の状況等競争入札審査会が必要と認める事項

2 別に定める三重県建設工事発注標準策定要領第2条に規定する建設業者及び三重県測量業務入札指名資格者格付要領第2条に規定する測量業者については、三重県建設工事発注標準及び三重県測量業務発注標準に規定する区分又は格付に属する業者の中から、前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。

3 調査及び設計の業務の業者選定については、第1項に掲げる事項及び資格者（建築士、技術士、シビル・コンサルティング・マネージャー（RCCM）等）の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。

IV 県土整備部

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要

県土整備部における「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要は次のとおりである。

(1) 待ったなし!耐震化プロジェクト（ユニバーサルハウジング推進事業）

地震による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断、耐震補強等を支援し、住まいやまちの安全性を高める。

(2) 緊急輸送道路整備事業

災害時に、緊急輸送道路に指定されている県管理道路において、人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう整備を進める。

(3) 道路啓開対策事業

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開(緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること)を迅速に展開できる態勢の整備を進める。

(4) 緊急河川改修事業

洪水被害の防止、軽減を図るため、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去を進める。

(5) 河川施設緊急地震・津波対策事業

河口部の河川堤防における脆弱箇所について、緊急に補強を行うとともに、河口部に設置されている大型水門・排水機場について、耐震対策を進める。また、避難時間の確保や操作者の安全を確保するため、水門の遠隔操作化を進める。

(6) 海岸保全施設緊急地震・津波対策事業

海岸堤防における脆弱箇所について、緊急に補強を行うとともに、耐震対策(堤防基礎地盤の液状化対策)を進める。また、避難時間の確保や操作者の安全を確保するため、陸閘(防潮扉)の動力化を進める。

(7) 急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業

津波浸水被害想定区域内の土砂災害危険箇所において、避難地・避難路を保全するため、擁壁工等の急傾斜施設の整備を進める。

(8) 災害時要援護者関連施設対策事業

土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設(病院、老人ホームなど)を保全するために、砂防施設(砂防堰堤、擁壁等)の整備を進める。

(9) 水防情報提供事業

異常気象時や災害発生時に現地状況を適切に把握するとともに、市町による避難情報発出の参考となる情報提供を行うため、水位計、潮位計の設置等を進める。

2. 待ったなし!耐震化プロジェクト（ユニバーサルハウジング推進事業）について

(1) 概 要

待ったなし!耐震化プロジェクト（ユニバーサルハウジング推進事業）は、平成27年度の耐震化率90%を目指し、木造住宅について、阻害要因とされる耐震補強工事費の高額な自己負担の軽減と補強工事の前段階（診断・設計）への支援として、次の各事業を行う市町に対して補助を実施している（補助要領上④⑤は③に含む）。

なお、耐震化率とは、居住世帯のある住宅のうち「耐震性のある住宅」の比率で、「耐震性のある住宅」とは、昭和56年6月以降の住宅と、それより前だが耐震性のある住宅(補強済み含む)の合計である。

① 耐震診断等事業

昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で、階数が3階以下の建築物を対象として、市町が実施する木造住宅の無料耐震診断事業に対して補助金を交付している。

② 耐震補強設計補助

無料耐震診断制度の対象となる木造住宅のうち、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高いまたはある」（耐震診断の評点が1.0未満）住宅を「一応倒壊しない」（耐震診断の評点が1.0以上）住宅にする補強設計を対象として、市町が実施する補助事業に対して補助金を交付している。

③ 耐震補強工事補助（上乗せ含む）

市・町が認める防災上必要な地区（たとえば、密集した住宅地や指定された避難路沿い）に存在し、現に居住している木造住宅のうち、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」（耐震診断の評点が0.7未満）住宅を「一応倒壊しない」（耐震診断の評点が1.0以上）住宅にする補強工事を対象として、市町が実施する補助事業に対して補助金を交付している。

④（③と同時の）リフォーム工事補助

耐震補強工事補助を利用する木造住宅で、耐震補強工事と同時に実施する工事のうち、耐震補強工事補助の対象とならない工事（バリアフリー改修工事、設備改修工事、外壁、内装改修工事、増改築工事等）を対象として、市町が実施する補助事業に対して補助金を交付している。

⑤ 簡易耐震補強工事補助

市・町が認める防災上必要な地区（たとえば、密集した住宅地や指定された避難路沿い）に存在し、現に居住している木造住宅のうち、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」（耐震診断の評点が0.7未満）住宅を「倒壊する可能性がある」（耐震診断の評点が0.7以上）住宅にする簡易な補強工事を対象として、市町が実施する補助事業に対して補助金を交付している。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
218, 125	382, 382	367, 233	287, 763

(2) 手 続

補助金交付に関する事務の執行が、要綱等にしたがって執行されていることを確かめるため、桑名市及び亀山市の2市を抽出して、補助金に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 市町への指導について（意 見）

亀山市の木造住宅耐震補強事業の事業実績報告書における収支決算書について計算突合を実施したところ、亀山市が作成した業務台帳の写しに記載されている合計金額と収支決算書に記載されている金額が一致しなかった。原因是、業務台帳の誤記であり、国庫補助金の端数処理で千円未満を切捨てとすべきところを切上げ計上し、差引きとなる市町負担分もそれに連動してしまったためである。

誤りがあった箇所は、市町負担分と国庫補助金の部分であったため、県の補助金の額について誤りはなかったものの、報告書に誤りがあることに気付いた場合には、県に直接関係のない事項であっても市町に対し事業報告書を修正するよう指導することが望まれる。

② 住宅に関わる県民の安全・安心確保のための取組みについて（意 見）

待ったなし！耐震化プロジェクトでは、通常であれば、木造住宅の耐震補強工事の補助限度額は1戸あたり30万円であるところ、平成23年度から平成24年度までの2年間に限り、1戸あたりの補助限度額を60万円まで拡大する上乗せ補助を実施していた。上乗せ補助を実施していた事業年度では、申請数が増加し、市町へ

の補助額が当初予算を上回る見通しとなったため、平成23年度では当初予算から25,924千円を増額し、平成24年度でも当初予算から164,257千円の増額を実施した。しかしながら、平成24年度の耐震化率は、上乗せ補助を実施していたにもかかわらず実績値が83.7%にとどまり、目標値としていた84.5%を下回る結果となった。したがって、補助の上乗せを打ち切った平成25年度以降で平成24年度の未達分を補い、最終的に平成27年度末の耐震化率90.0%という目標を達成することは困難であると考えられる。

一方、県の財政は極めて厳しい状況にあるため、待ったなし！耐震化プロジェクトの予算を大幅に増加させることは不可能である。そのような状況を勘案しつつも、たとえば、耐震診断を受けた県民に、個別に働きかけて木造住宅の耐震補強の必要性を改めて説明するなど、住宅に関わる県民の安全・安心確保のための取組みを検討し実施することが望まれる。

3. 緊急輸送道路整備事業について

(1) 概 要

緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進め、非常事態に対応した交通（輸送）の確保を図っている。この緊急輸送道路整備事業は、以下の7つの事業で構成されている。

① 道路整備交付金事業

国から補助金の交付を受けて、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備、及び緊急輸送道路に架かる跨線橋・跨道橋及び橋長15m以上の橋梁の耐震対策を実施する事業である。

② 地方特定道路整備(改築)事業

県単独で、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備、及び緊急輸送道路に架かる跨線橋・跨道橋及び橋長15m以上の橋梁の耐震対策を実施する事業である。

③ 街路整備交付金事業

国から補助金の交付を受けて、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を実施する事業である。

④ 国補街路事業

国から補助金の交付を受けて、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を実施する事業である。

⑤ 地方特定道路整備(街路)事業

県単独で、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を実施する事業である。

⑥ 公共土木施設維持管理事業

県単独で、緊急輸送道路に架かる跨線橋・跨道橋及び橋長15m以上の橋梁の耐震対策を実施する事業である。

⑦ 道路維持交付金事業

国から補助金の交付を受けて、緊急輸送道路上の落石等の危険性が高い箇所において、落石等の被害を未然に防止し、道路利用者の安全な通行を確保するための法面対策工事を実施する事業である。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
3,123,799	3,769,309	1,736,125	2,641,553

平成 24 年度決算額の内訳

(単位：千円)

事業の区分	平成 24 年度決算額
① 道路整備交付金事業	875,492
② 地方特定道路整備(改築)事業	188,890
③ 街路整備交付金事業	64,163
④ 国補街路事業	355,092
⑤ 地方特定道路整備(街路)事業	—
⑥ 公共土木施設維持管理事業	136,018
⑦ 道路維持交付金事業	116,470
合計	1,736,125

(2) 手 続

緊急輸送道路整備事業に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震化について（意 見）

緊急輸送道路は、大規模災害において、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資の供給等に必要な、人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路であり、災害時には県民にとって極めて重要な道路である。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災では、緊急輸送道路に架かる橋梁が落橋もしくは倒壊したところが何橋もあったことが報告されており、東海・東南海・南海の3連動地震（以下「南海トラフ地震」という。）が発生した場合、震度6弱以上の激しい揺れが想定されている県内においても同様の事態が発生することが懸念される。

そうしたことから、県では緊急輸送道路に架かる橋梁（跨線橋、跨道橋及び橋長15m以上）448橋について、阪神淡路大震災での被害を踏まえ、耐震対策として落橋防止と倒壊防止のための単柱橋脚（※1）の補強を優先して進めており、平成25年3月末時点で落橋防止対策については438橋（97.8%）の対策を完了している。このため、激しい揺れによって落橋する可能性はかなり低くなっている。

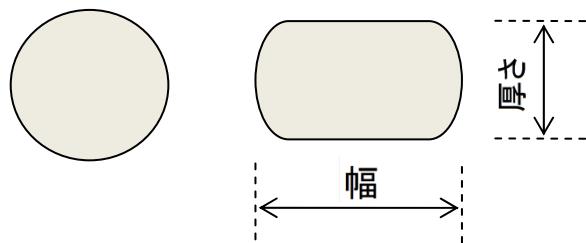
単柱橋脚補強については対象となる52橋中42橋（80.8%）の対策が完了しており、概ね完了の目処がついてきたことから、引き続き壁式橋脚（※2）の補強を実施している。

また、震災時に大きく損傷した橋梁は、昭和55年より前に建設された橋梁（旧耐震基準で建設された橋梁）に集中していたことも判明しており、緊急輸送道路に架かる橋梁（跨線橋、跨道橋及び橋長15m以上）448橋のうち、この条件に該当し橋脚の耐震化が必要な橋梁は、平成25年3月末時点で86橋存在している。

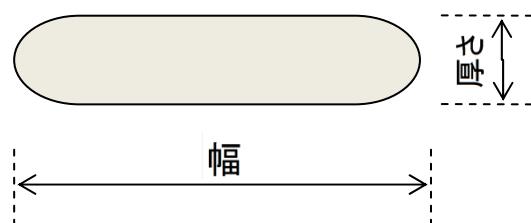
県では、この耐震補強の対象となる86橋のうち、5橋については平成25年10月末時点で橋脚補強まで完了している。残る81橋のうち、5橋については架け替えを決定し、25橋については橋脚補強の事業に着手している。残りの51橋が事業に

未着手の状態であり、橋脚の損傷により橋梁が利用不能となるおそれがある。ただし、前述のとおり、橋脚補強の事業に着手している25橋と、事業に未着手となっている51橋の合計76橋については、すべてで落橋防止対策が実施済みであるため、激しい揺れによって落橋し、長期間利用不能となる可能性はかなり低くなっている。

(※1) 単柱橋脚・・・厚さと幅の比が「1：3」以下の橋脚



(※2) 壁式橋脚・・・厚さと幅の比が「1：3」を超える橋脚



<緊急輸送道路に架かる跨線橋、跨道橋及び橋長15m以上の橋梁の耐震化の状況>

i. 落橋防止対策

(平成25年10月末時点)

	全体						
	対策 完了	合計	未完了			未対応	
			架替え 対象	H25完了 予定	事業		事業 着手済
					着手済	未着手	
橋梁数	448	438	10	4	0	6	0

ii. 単柱橋脚補強

(平成25年10月末時点)

	全体						
	対策完了	合計	未完了			未対応	
			架替え対象	H25完了予定	事業着手済	事業未着手	
橋梁数	52	42	10	2	0	8	0

【うち、昭和55年より前の設計基準を適用した橋脚を有する橋梁で対策が完了していないもの】

iii. 落橋防止対策

(平成25年10月末時点)

	架替え対象	耐震対策			合計	
		対応済	未完了			
			事業着手済	事業未着手		
橋梁数	4	82	0	0	86	

iv. 橋脚補強

(平成25年10月末時点)

	架替え対象	耐震対策			合計	
		対応済	未完了			
			事業着手済	事業未着手		
橋梁数	5 (※2)	5	25 (※1)	51 (※1)	86	

※1 未完了の76橋梁については、落橋防止対策までは完了している。

※2 落橋防止対策は対応済だが橋脚補強が完了していない1橋梁について、架替えすることを決定している。

緊急輸送道路は、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資等の輸送等の観点から重要な道路である。したがって、現在優先的に進めている落橋防止と単柱橋脚の補強についてできるだけ早い完了を目指されたい。そのうえで、緊急輸送道路の更なる耐震性向上を図るため、平成25年10月末時点で事業未着手となっている51橋についても、早急に橋脚補強を推し進めることが望まれる。

② 緊急輸送道路に面する倒壊のおそれがある建築物の把握について(意見)

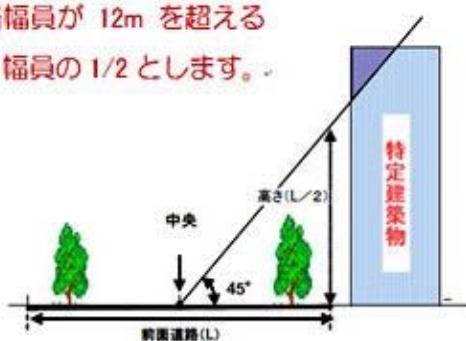
緊急輸送道路等沿道の建築物については、大規模な地震が発生した場合、当該建築物の倒壊によって道路の通行を妨げ、住民の円滑な避難や緊急車両の通行を困難とするおそれがあるため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化は特に重要である。そのため、改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条では、「以下の3つに掲げる建築物のうち、現行の耐震関係規定に適合しない建築物である特定建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない」と規定している。

- i. 多数の者が利用する建築物で、一定規模以上のもの（百貨店、事務所等は3階かつ $1,000\text{m}^2$ 以上）
- ii. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- iii. 地震発生時に通行を確保すべき道路として、「都道府県耐震改修促進計画」に記載された道路に接する建築物のうち、一定規模以上のもの（下記の高さ以上のもの）

これらの特定建築物のうち、iii. に該当する建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、下図に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物となる。

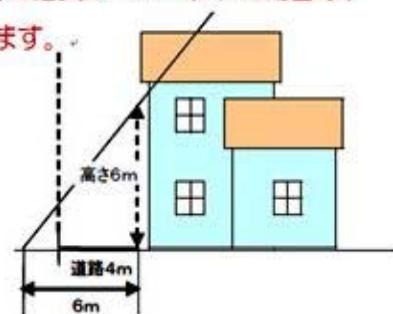
道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。



道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。



県では、地震発生時に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の調査を実施するとともに、これらの建築物の所有者等に耐震化の重要性について周知を図っている。具体的には、緊急輸送道路に面し、地震により倒壊または転倒し緊急輸送道路を閉塞してしまうおそれがあるような建築物を把握するため、

平成19年度から平成21年度の3年間にわたり、空中写真の図化計測により建築物の高さを計測し、緊急輸送道路に面する倒壊のおそれがある、iii. に該当する建築物を特定して、これらの該当する建築物の所有者にパンフレットを配布して耐震化の啓発を図っている。

しかし、図化計測による建築物の高さの計測によって概ねの高さは把握できるものの、その精度に限界があるため、最終的にiii. に該当する建築物であると確認するためには職員による現地調査が必要である。しかし、現地調査については専任の担当者が置かれていないと、各建設事務所の職員が担当する業務の合間を縫って現地確認をしている状況である。そのため、現地調査の進捗は芳しくなく、最後の計測から3年が経過した現在において、iii. に該当する建築物の特定作業は一部の建設事務所にとどまっていることから、現地調査は早急に進めることが望まれる。

また、耐震改修促進法は、特定建築物の所有者に対して耐震化の努力を規定するのにとどまり、所有者に対して耐震化の義務までは規定していない。そのため、緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化を進めるには地道な努力が必要とされるが、その重要性に鑑み、特定建築物の所有者へ耐震化の重要性についての周知活動をより活発に実施することが望まれる。

4. 道路啓開対策事業について

(1) 概 要

道路啓開とは、地震や津波などの災害発生時に、緊急車両等が通れるように道路のがれきの除去や段差を修正するなどして救助救援ルートを確保することである。南海トラフ地震が発生した場合、熊野灘沿岸部では津波による甚大な被害が想定されることから、救援・救護活動、人員・物資輸送等のための復旧・支援ルートを確保する「道路啓開」が必要となっている。このことから、迅速的かつ効果的に啓開作業を行うため、通信手段の確保、啓開基地の整備、粘り強い道路構造となる強化事業を進めている。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
380,000	377,500	368,054	530,000

(2) 手 続

道路啓開事業に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 道路啓開基地の備蓄資材について（意 見）

道路啓開では、重機の他に道路啓開作業を迅速に行うため、鋼材やコンクリート管、碎石、土のうなどの資材も必要である。そのため、県では熊野灘沿岸を通る道路の付近に、道路啓開に使用する資材を備蓄しておく道路啓開基地の整備を進めている。現在、県では開設した道路啓開基地に何を備蓄すべきかについて検討が進められている。この備蓄資材候補の中に、発動発電機がある。現在候補にあげられている発動発電機は、ガソリンを燃料に発電するモデルである。しかし、このガソリン発電機の場合、燃料のガソリンについて以下のような問題点が指摘されている。

- i. ガソリンは長期間保管すると成分の劣化が生じ、始動がスムーズにいかないことがある。
- ii. ガソリンは常温でも気化するため、保管が難しい。
- iii. 災害時はガソリンの調達が困難となることが多い。

東日本大震災においては、震災直後から被災地でガソリン不足が発生した。このような燃料面での問題を解消するのがガス発電機である。ガス発電機は、家庭用ガスボンベやプロパンガスを燃料とするため、燃料の入手はガソリンと比べ容

易であり、成分の劣化もなく長期保管が可能である。ただし、ガス発電機はガソリン発電機と比べて低出力のものが多く、製品の種類が少ないためガソリン発電機と比較して製品価格が高いといった問題もある。

このように、双方にメリットとデメリットがあるため、どちらが優れているとは一概には言い難いものの、災害時の用途に応じて両者を組み合わせて備蓄するなどの検討が望まれる。

5. 緊急河川改修事業について

(1) 概 要

洪水被害の防止、軽減を図るために、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去を進めている。この緊急河川改修事業は、以下の3つの事業で構成されている。

① 広域河川改修事業

広域河川について、一定の改修計画に基づき、洪水を安全に流下できるように、河川の拡幅、護岸整備、堤防の築造などの改良工事を実施する事業である。

② 県単河川局部改良事業

河川の局部的な改修により浸水被害が軽減される箇所での河川の拡幅、護岸整備、堤防の築造などの改良工事を実施する事業である。

③ 公共土木施設維持管理事業

ダム、堤防、床止め、堰、水門、樋門、揚水機場及び排水機場等の河川管理施設の維持管理を実施する事業である。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
860,700	819,200	613,157	848,100

平成 24 年度決算額の内訳

(単位：千円)

事業の区分	平成 24 年度決算額
① 広域河川改修事業	110,770
② 県単河川局部改良事業	296,947
③ 公共土木施設維持管理事業	205,440
合計	613,157

(2) 手 続

緊急河川改修事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 大規模な河川横断工作物の改修工事について(意 見)

「命を守る緊急減災プロジェクト」は、平成24年度を初年度として平成27年度までの4年間で、緊急に対処すべき重要な課題の1つとして全庁的に防災・減災対策に取組むことを宣言したものである。

この「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業である緊急河川改修事業では、前述のとおり、洪水被害の防止、軽減を図るために、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去が予定されている。そこで、治水上支障となっている水門等の改修について、平成24年度に完成した百々川以外にも緊急河川改修事業で取組む予定となっている箇所があるのかどうかを質問した。その結果、

「平成27年度までの緊急河川改修事業では、他に改修工事の予定箇所はない。また、百々川の水門の改修工事を「命を守る緊急減災プロジェクト」に組み込んだ理由は、百々川の水門改修工事は過年度から継続して実施されてきた案件ではあるものの、平成に入ってから二度も氾濫しており、水門の改修工事の緊急性が非常に高いことから、工事が遅延することなく平成24年度に確実に完成させるためである。」との回答を得た。

一方、百々川以外にも、近年洪水による浸水被害が発生している箇所があり、大規模な河川横断工作物の改修が必要とされている河川が存在しているものの、

百々川の水門改修が着手から完成までに約7年の歳月を要したように、大規模な河川横断工作物の工事期間は長期間に亘るため、短期間で成果が上がるものではない。

したがって、緊急性の高い治水上支障となっている河川横断工作物については、「命を守る緊急減災プロジェクト」に関わらず、改修事業を推進することが望まれる。

② 河川の堆積土砂の撤去について(意 見)

河川の堆積土砂の撤去について、具体的な計画を作成しているのかどうかを質問したところ、「平成25年度において、撤去箇所の優先度レベルや実施方法の区分をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所等を関係市町と共有する仕組みを3建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行している。この試行状況を検証したうえで、平成26年度から全建設事務所において実施する。」との回答を得た。

河川の堆積土砂の撤去については、集中豪雨や台風の到来等によって県民の関心は高くなっています、計画的な土砂撤去が重要な課題となっているので、検証結果をふまえ市町と情報共有しながら計画的に土砂撤去を進めることが望まれる。

6. 河川施設緊急地震・津波対策事業について

(1) 概 要

津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所について、緊急に補強を行うとともに、河口部に設置されている大型水門・排水機場について、耐震対策を進めている。また、避難時間の確保や操作者の安全を確保するため、水門の遠隔操作化を進めている。この河川施設緊急地震・津波対策事業は、以下の4つの事業で構成されている。

① 広域河川改修事業

広域河川について、一定の改修計画に基づき、洪水を安全に流下できるように、河川の拡幅、護岸整備、堤防の築造などの改良工事を実施する事業である。

② 地震・高潮対策河川事業

台風や地震によって発生する高潮・津波により被害を生じるおそれのある地域

について、水門、堤防等の整備を実施する事業である。

③ 県単河川局部改良事業

河川の局部的な改修により浸水被害が軽減される箇所での河川の拡幅、護岸整備、堤防の築造などの改良工事を実施する事業である。

④ 河川調査事業

河川の現況調査及び河川計画の検討等を実施する事業である。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
932, 815	1, 033, 060	659, 118	1, 062, 230

平成 24 年度決算額の内訳

(単位：千円)

事業の区分	平成 24 年度決算額
① 広域河川改修事業	130, 055
② 地震・高潮対策河川事業	338, 334
③ 県単河川局部改良事業	79, 350
④ 河川調査事業	111, 379
合計	659, 118

(2) 手 続

河川施設緊急地震・津波対策事業に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 河川堤防の開口部の対策について(意 見)

河川堤防のうち、特に津波浸水地域と重なるため減災に重要な役割を果す河口部付近の河川堤防について、損傷箇所の特定のための調査を実施した結果、183箇所の損傷箇所が特定された。このうち、開口部の角落とし（※）の不備が松阪市を流れる愛宕川では、6箇所確認され、熊野市を流れる里川では、1箇所確認されている。

角落としは、開口部から津波や高潮が堤内へ流入することを防ぐ重要な役割を持つため、角落としに問題を抱えるこれら7箇所の対策は早急に実施することが望まれる。

（※）角落とし・・・人の出入りのために設けられた堤防の開口部において、両側に縦溝があり、水の流入を防止するために開口部を閉鎖する際には、角材等を溝にはめ込む構造となっているもの

② 水門の耐震化について(意 見)

河口部の水門は、高潮防御の機能をもつ重要な施設（河川構造物）であり、大型の施設については一旦被災すると機能回復が困難な施設である。また、高潮時は、上流部への逆流を防止するために全閉している。樋門とは、水路や他の川の合流地点に設置され、洪水が発生したとき、本川から逆流し、支川などが氾濫しないようにする重要な施設（河川構造物）である。

ここで、水門等の河川構造物の耐震について考える上で必要な情報として、地震動がある。地震動とは、地震によって発生する揺れのことであり、構造物の耐震設計上、想定する地震動をレベル1とレベル2の二段階に区分している。レベル1地震動（以下「L1地震動」という。）とは、その構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。次に、レベル2地震動（以下「L2地震動」という。）とは、その構造物が受けるであろう現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。L1地震動は、比較的発生頻度の高い地震であり、L2地震動は、たとえば、阪神淡路大震災や東日本大震災が該当するといわれている。

平成24年2月に国土交通省は、東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方の新たな指針として、「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」（以下「点検マニュアル」という。）を公表している。県では、この点検マニュアルに従い、河口部付近にある大型の水門・樋門について、L2地震動に対しての耐震性能の照査や耐震対策の設計を実施している。県における水門等の河川構造物のうち、防災上特に重要な役割を果す河口部付近にある大型の水門・樋門のうち、1施設はL2地震動に対応済みであるが、残りの18施設はL1地震

動には耐え得るもの、阪神淡路大震災や東日本大震災のようなL2地震動に耐え得る構造にはなっていない。

東日本大震災では、激しい揺れにより河口部の水門・樋門が破損し、その後の開閉が困難になった事例があった。水門・樋門が機能しないことで、河川流域の県民が高潮や洪水の被害に遭う危険性が増すことになるため、L2地震動への耐震対応を急ぐことが望まれる。

7. 海岸保全施設緊急地震・津波対策事業について

(1) 概 要

大規模地震・津波の発生に備え、海岸堤防の脆弱箇所における緊急的な補強対策や堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策を行うことにより、地震・津波による被害の軽減を図っている。また、陸閘（防潮扉）の動力化により、避難時間の確保や操作者の安全の確保を図っている。この海岸保全施設緊急地震・津波対策事業は、以下の6つの事業で構成されている。

① 海岸高潮対策（海岸）事業

強風による高潮と重なり合い、水面が上昇し浸水の危険が高くなる地域や、津波に対する防護を必要とする地域において、海岸堤防などの整備を実施する事業である。

② 海岸整備交付金事業

老朽化し機能低下を起こしている海岸堤防などについて、機能回復のための改良工事を実施する事業である。

③ 海岸侵食対策（港湾）事業

沿岸の砂の移動の微妙なバランスが崩れ、砂浜の後退が確認された海岸について、そのバランスを取り戻すため、離岸堤や人工リーフなどの整備を実施する事業である。

④ 海岸高潮対策（港湾）事業

強風による高潮と重なり合い、水面が上昇し浸水の危険が高くなる地域や、津波に対する防護を必要とする地域において、港湾の護岸整備等を実施する事業である。

⑤ 県単海岸局部改良事業

海岸高潮対策（海岸・港湾）事業と海岸侵食対策（港湾）事業と同じ目的で、規模の比較的小さい箇所で、海岸保全施設の整備を実施する事業である。

⑥ 海岸調査事業

海岸堤防及び港湾の護岸等の老朽化と耐震化の調査及び設計に関する業務を実施する事業である。

＜予算・決算の状況＞

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
1,872,050	2,189,950	1,549,623	2,025,550

平成 24 年度決算額の内訳

(単位：千円)

事業の区分	平成 24 年度決算額
① 海岸高潮対策（海岸）事業	672,060
② 海岸整備交付金事業	63,890
③ 海岸侵食対策（港湾）事業	65,690
④ 海岸高潮対策（港湾）事業	199,160
⑤ 県単海岸局部改良事業	529,383
⑥ 海岸調査事業	19,440
合計	1,549,623

(2) 手 続

海岸保全施設緊急地震・津波対策事業に関連する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 堤防基礎地盤の改良について(意 見)

伊勢湾沿岸の堤防については、平成15年に防災対策部が公表した、南海トラフ地震が発生した場合の津波高と比較した場合、すべての堤防の高さが津波高を上回っている。しかし、伊勢湾沿岸の堤防は伊勢湾台風後に整備されたもので、築後約50年が経過し、老朽化が進んでいる。そこで、東日本大震災の発生を契機に、県では南海トラフ地震への対策として、平成23年度までに海岸堤防の老朽化調査を実施した。その結果、堤防内に空洞が確認された箇所や堤防コンクリートに多くのひび割れが確認された箇所など、緊急的に対策が必要な200箇所について、平成24年度から補強対策工事を実施している。

市町	箇所数	海岸名
桑名市	5	長島、城南
四日市市	7	富田浜、霞ヶ浦、吉崎
鈴鹿市	34	南長太、下箕田、千代崎港、南若松、白子港、磯山
津市	7	上野、白塚、栗真
伊勢市	19	宇治山田港、松下
鳥羽市	18	鳥羽港、坂手、答志、神島、浦村、国崎、的矢港
志摩市	37	的矢港、安乗、国府、志島、布施田、越賀、御座、越賀浦、和具浦、布施田浦、神明浦、賢島港、迫子、塩屋、浜島港、南張
南伊勢町	34	田曾浦、宿浦、五ヶ所港、内瀬、礒浦、相賀浦、大江、道方贊浦、吉津港、古和浦、棚橋
紀北町	16	長島港、海野、道瀬、引本浦
尾鷲市	6	尾鷲港、行野浦、三木里港
熊野市	11	須野、二木島港、波田須、木本港、有馬
御浜町	1	阿田和
紀宝町	5	井田、鵜殿港
計	200	

しかし、東日本大震災では、広範囲にわたって地盤の液状化が確認され、河川堤防ではあるものの、液状化現象の発生と堤防の自重によって3m近くも地盤が沈下した地域があった。このように、強い地震によって堤防基礎地盤に液状化が発生すれば、海岸堤防の自重によって地盤沈下を起こし、海岸堤防が沈んでしまう可能性がある。補強対策工事によって頑丈で粘り強い海岸堤防になれば、津波が堤防を越流したとしても直ちに全壊しないために、津波高の低減効果が期待できるものの、地盤沈下によって堤防高が下がればその分だけ津波高の低減効果を弱めてしまうこととなる。

このため、県では補強対策工事とは別に海岸堤防の耐震対策として、桑名市の長島地区海岸や志摩市の南張地区海岸において、鋼矢板工や地盤改良工による堤防基礎地盤の液状化対策を実施している。

したがって、強い地震が発生した場合でも、堤防高を維持して津波被害を少しでも軽減できるように、一部の海岸において実施されている堤防基礎地盤の液状化対策についてもさらなる対策が望まれる。

V 教育委員会事務局

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要

教育委員会事務局における「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の概要は次のとおりである。

(1) 学校防災推進事業

東海・東南海・南海地震等や津波、風水害などの自然災害に備え、児童生徒、教職員等を対象に、学校における平常時の防災教育・防災対策の充実、災害時の児童生徒の安全対策の充実、学校、家庭、地域の連携を促進し、被害の軽減を図る。

(2) 学校防災機能強化事業

大規模災害発生時に、児童生徒の安全を確保し被害を軽減するため、公立小中学校及び県立学校の防災機能を強化する。

(3) 学校施設の耐震化推進事業（特別支援学校施設建築事業の一部、校舎その他建築事業の一部、学校施設法定点検事業の一部）

学校の校舎等の耐震化を実施するとともに、外壁、天井材などの非構造部材の耐震対策など防災対策を進める。

2. 学校防災機能強化事業について

(1) 概 要

大規模災害発生時に、児童生徒の安全を確保し被害を軽減するため、市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整備等を支援するとともに、県立学校において、全校に防災用毛布等備蓄、孤立想定地区に所在する学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の配備等を行い、学校の防災機能を強化する。

具体的には、まず「小中学校防災機能強化補助金」を創設し、非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備、備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策等、学校の防災機能強化を、7市179校、4町33校、1学校組合1校につ

き支援した。

また、全ての県立学校に児童生徒及び教職員分の防災用毛布・保温シートを、孤立想定地区の県立学校 10 校に 2 日分の水及び食料を備蓄するとともに、衛星携帯電話を配備し、県立学校の防災機能を強化したほか、全ての県立学校の A E D を更新している。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
445, 049	188, 016	163, 964	197, 881

上記予算の内訳

(単位：千円)

節区分	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額
需用費	48, 993	24, 804	24, 796
役務費	614	139	52
使用料及び賃借料	105	105	0
備品購入費	25, 337	14, 730	14, 212
負担金、補助及び交付金	370, 000	148, 238	124, 904
合計	445, 049	188, 016	163, 964

負担金、補助及び交付金の当初予算額は、補助金上限 1, 000 千円 × 560 校 = 560, 000 千円で計算され、このうち平成 24 年度に全体の 3 分の 2 が実施予定であった。(残りを平成 25 年度に実施する予定である。)

(2) 手 続

防災・減災等事業に関する事務の執行に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。また、三重県立鳥羽高等学校を視察し、備蓄品の保管状況を確認した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 備蓄品在庫の管理状況について（意 見）

県では、県立学校について、孤立想定地区に所在する学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の整備等を行い、平成24年度において当該学校全てに対しての整備が完了した。

一方で、これら備蓄品については、県としては整備した物品の一覧は把握しているものの、その後の在庫管理面での活動は特段行われておらず、各学校の管理に一任している状況である。

孤立想定地区に所在する学校は、災害時の防災拠点としての重要な役割が期待されるものの、その際に仮に備蓄品の管理が不十分だったがゆえに物品が紛失しているとなると、本来果すべき学校防災の機能が満たされない。

したがって、整備した備蓄品に対しては県として一定の在庫管理体制、すなわち、棚卸活動マニュアル、県としての備蓄品状況に対する定期的なモニタリング等の実施体制を整備することが求められる。

なお、視察した三重県立鳥羽高等学校においては、備蓄品を空き教室に保管しているが、当該教室の鍵の管理が備蓄品の管理責任者管轄の下で保管されている点や、備蓄品の保管を当該教室内の2か所に分けた際に、各ロケーションにどの備蓄品が置かれているかを紙面で明示している点など、自らの判断のもと、良好な管理を行っていた。

こういった各学校の良好な管理方法を、県が他の学校にも展開するような活動を行うことが、より望ましいと考えられる。

<三重県立鳥羽高等学校における備蓄品の管理状況>



- ・1つの教室内の2か所に分けて保管されている。
- ・各正面奥に、それぞれ何が置かれているかのリストが貼られている。
- ・当該教室は日常の授業等には使用されておらず施錠もされているため、管理者以外が立ち入ることは基本的ではない。また、津波により下層階が浸水することを想定し3階建て校舎の3階に保管されており、津波等による孤立想定地区における倉庫としての役割を果すのに十分な場所と判断される。

② 非常用発電機に使用するガソリンの備蓄について（意 見）

県は、学校防災機能強化事業の1つとして、非常用発電機（プロパンガス及びガソリンを燃料としたもの）及び携行缶を県立学校に配備し、燃料については各校により調達されている。ここで、ガソリンをはじめとした燃料の備蓄状況に関しては、県としては各校において安全に配慮して備蓄するよう指導しているものの、どのように管理されているか具体的に調査及び把握をしていない。ガソリンは非常用発電機の使用に必要なものであるが、取扱いに十分に配慮しないと火災を発生させる危険性が非常に高く、ちょっとした不注意が思わぬ事故につながるおそれがある。

したがって、まずは各校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要性があるとともに、一定数量を超えて備蓄する場合には消防署長への届出が必要など、消防法等関連法規を遵守して適切に備蓄、管理するように指導する必要があると考える。

③ 学校防災機能強化事業に対する普及啓発活動と市町の動向把握について（意 見）

予算・決算の状況にも記載したように、平成24年度の当初予算額は445,049

千円であったのに対し、平成 24 年度最終予算額は 188,016 千円、平成 24 年度決算額は 163,964 千円と大きく減少したものとなっている。このうち、負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」という。）については、当初予算額が 370,000 千円、最終予算額が 148,238 千円、決算額が 124,904 千円であり、この減少割合が大きい状況となっている。

補助金等については、主として市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整備等を支援するために使用されている。この点、これらは大規模災害発生時の児童生徒の安全確保の観点から重要な対策と考えられ、県としても同様に重要な対策として進めてきた。

しかし、実際には当該対策に関する市町からの要望が少なかったため、県が想定していたよりも大きく実行割合が低下してしまった。このため、次の点について検討されたい。

まず、市町に対して、当該事業の重要性についてより効果的な普及啓発活動を検討すべきであったと考えられる。次に、市町の動向（予算状況や防災に対する対策状況）を早くから把握しておくべきであったと考えられる。

当該事業は平成 24 年度からの新規事業であり、県の予算成立時期が市町と同時期であることから、県としても市町の動向を正確に把握することが困難であったと考えられる。しかし、不要部分を事前にある程度把握し事業規模を縮小していれば、県において他の事業が実施できたかもしれない。このため、市町の意思や予算の見通しをより早期にかつ可能な限り正確に把握することが必要であったといえる。

3. 学校施設の耐震化推進事業について

（1）概 要

当該事業は、学校の校舎等の耐震化を実施するとともに、外壁、天井材などの非構造部材の耐震対策など防災対策を進める事業である。

校舎等の耐震化は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 99.4% が完了しており、平成 25 年度末にはすべて終了する予定である。

一方、外壁、天井材などの非構造部材の耐震対策は、平成 24 年度に行った外部専門家による点検結果に基づき、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間をかけて行う予定である。

<予算・決算の状況>

(単位：千円)

平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 最終予算額	平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 当初予算額
827, 727	546, 723	507, 136	729, 232

(2) 手 続

防災・減災等事業に関する事務の執行に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① プロジェクト予算の算出方法について（意 見）

学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つであり、平成24年度の最終予算額も546,723千円と大きな規模を有する事業といえる。通常、事業予算については需用費、役務費など、その支出の性格別に区分した単位である節別単位まで算出しているが、今回のプロジェクトについては節別単位での予算額を算出していない部分があった。

「命を守る緊急減災プロジェクト」のようにこれが大規模プロジェクト、すなわち重要な事業であるという位置づけを考えれば、説明責任という観点から、事業予算と同レベル、すなわち節別での予算算出を予め行うことが望ましいと考えられる。

② 校舎等耐震化に関する予算金額算出方法について（意 見）

耐震化に関する各工事についての予算金額の算出は、現状平成20年度及び平成21年度の耐震及び改修工事に関する実績単価を使用して算出している（なお、実際に使用された単価は、50,000円／m²である）。一方で、平成24年度の耐震化工事に関する予算額と決算額は次のとおり大きく乖離した結果となっている。

平成 24 年度 校舎等耐震化工事に関する予算額と決算額（一部抜粋）

(単位 : 千円)

大分類	学校・工事名	平成 24 年度 予算額	平成 24 年度 決算額
校舎等 耐震	桑名高等学校 管理棟 1 耐震補強・改修工事	141, 250	48, 863
	津高等学校 管理棟 1 耐震補強・改修工事	78, 700	32, 193
	津商業高等学校 武道場耐震補強・改修工事	60, 000	54, 438

平成 20 年度及び平成 21 年度の耐震及び改修工事実績額

年度	学校・工事名	設計額 (千円)	耐震対象棟延 べ面積 (m ²)	単価 (円)
20	名張桔梗丘高等学校 特別教室棟 7-1、 2 耐震補強及び改修工事	60, 673	3, 315	18, 303
20	松阪高等学校 渡り廊下耐震補強及び 改修工事	24, 502	174	140, 816
20	四日市西高等学校 武道場耐震補強及 び改修工事	44, 788	465	96, 318
20	津商業高等学校 体育館耐震補強及び 改修工事	97, 444	1, 648	59, 129
20	宇治山田高等学校 渡り廊下⑩、⑪耐 震補強工事	11, 504	200	57, 520
20	昂学園高等学校 武道場耐震補強及び 改修工事	45, 576	802	56, 828
20	伊勢工業高等学校 工業化学棟・部室 改修工事及び耐震補強工事	89, 944	1, 869	48, 124
20	神戸高等学校 渡り廊下⑨、技術員室 ⑩耐震補強及び改修工事	27, 689	392	70, 635
20	桑名工業高等学校 購買・指導室・渡り 廊下耐震補強及び改修、倉庫改築工事	26, 759	829	32, 279
20	石薬師高等学校 武道場耐震補強及び 改修工事	40, 852	465	87, 854
20	木本高等学校 トレーニング場耐震補 強及び改修工事	24, 861	289	86, 024
20	盲学校 体育館耐震補強工事	11, 391	446	25, 540

年度	学校・工事名	設計額 (千円)	耐震対象棟延 べ面積 (m ²)	単価 (円)
21	石薬師高等学校 管理教室棟耐震補強及び改修工事	43,732	4,814	9,084
21	名張高等学校 体育館耐震補強及び設備工事	142,878	2,179	65,570
21	石薬師高等学校 特別教室棟耐震補強及び改修工事	20,482	4,738	4,323
21	宇治山田高等学校 教室棟耐震補強及び改修工事	19,787	939	21,072
21	桑名北高等学校 管理普通教室棟耐震補強及び改修工事	67,552	2,317	29,155
21	松阪商業高等学校 渡り廊下耐震補強及び改修工事	30,070	102	294,804
	合計	830,484	25,983	31,963

この場合、次の2点について問題があるといえる。

第1に、まず使用しているデータが平成20年度及び平成21年度と古い点である。古い場合に必ずしも問題というものではないが、昨今の自然災害の発生や技術の変化等から、同じ耐震化であっても数年前と現在とでは所要額が異なっている可能性がある。この点からすれば、使用するデータは古いものでなく最新の年度のもの、もしくは最新の年度分を含めた平均値を使用するのが妥当なものと考えられる。

第2に、予算に使用している単価(50,000円/m²)と上記平成20年度及び平成21年度の実績単価が乖離している点(実績単価は31,963円/m²と算定された)である。これは、担当部局である学校施設課内で50,000円/m²という単価がそのまま引き継がれてきたためといえる。使用する情報を引き継ぐ際には、その信頼性の部局内での確認体制も必要といえる。

そして、実績単価31,963円/m²ではなく50,000円/m²を使用したことが、結果として平成24年度の耐震化工事の決算額が予算額を大きく下回らせる要因となつた可能性は否定できない。以上から、予算の算出に際しては、利用可能な最新の実績単価を使用するなど、適切な見積単価を使用することに留意すべきといえる。

第5 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。